

# 第4次山形村男女共同参画計画

＜2019年度～2023年度＞

## 基本目標

あらゆる場所で ともに輝く やまがた

2019年3月

山形村

## はじめに



男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。

本村においても、2003年に男女共同参画計画を初めて作成し、以後第2次、第3次の計画に沿って、村民の意識改革や女性の社会参画に向けての取組みを進めてまいりました。

その結果、男女共同参画社会に対する理解は深まりつつありますが、村議会議員や自治会長などの割合は県平均を大きく下回っており、また、地域や家庭においては、性別による固定的な役割分担意識がいまだに根強く残っております。

今、少子高齢化が進み、人口減少による労働力不足が懸念され、村民のニーズも多様化する時代を迎えております。

社会の変化や地域の様々な課題に対応するためには、社会の対等な構成員としての女性の活躍が不可欠であります。

今回、本計画を作成し、村民の皆様と共に、活力ある男女共同参画の村づくりを進めてまいりますので、ご理解をいただき、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の作成にあたりご尽力を賜りました委員の皆様、また、貴重なご意見をいただきました村民の皆様には深く感謝を申し上げます。

2019年3月

山形村長 本庄 利昭

# 目次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の期間.....	1
第4節 計画の推進体制.....	1
第2章 計画策定の背景.....	2
第1節 社会的背景.....	2
第2節 山形村の男女共同参画の現状.....	4
第3節 第3次山形村男女共同参画計画の評価.....	5
第3章 計画の基本的な考え方.....	9
第1節 本計画の基本目標.....	9
第2節 施策の体系および具体的な取組みの考え方.....	9
第3節 施策体系.....	10
第4節 本計画の成果指標.....	11
第4章 具体的な取組み.....	12
基本施策1 家庭における男女共同参画の推進.....	13
基本施策2 教育・地域における男女共同参画の推進.....	17
基本施策3 雇用の場における男女共同参画の推進.....	24
基本施策4 安心して安全な社会づくり.....	30
基本施策5 多様な主体と協働できる推進体制の整備.....	33
参考資料.....	34
用語解説.....	34
統計・アンケート資料.....	37
山形村男女共同参画計画策定委員会委員名簿.....	47
計画策定の経緯.....	47

# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 計画策定の趣旨

第4次山形村男女共同参画計画は、山形村において男女共同参画社会を実現するために、村が関係する多様な主体とともに、どのような方針で何を行うかを定めた計画です。

山形村は、男女共同参画社会の実現に向けて、1997年の「やまがた 女性プラン'97」の策定以後、22年間にわたって、村民とともに取組みを行ってきました。

過去の取組みの成果により男女共同参画に対する理解は徐々に浸透しつつあるものの、山形村では依然として性別による固定的な役割分担意識は根強く残っており、女性は出産・育児を機に離職し、男性は家事・育児への参加が少ないという状況にあります。また、日本全体において、少子・高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、労働力不足や社会保障制度の適正な維持が困難になることが懸念される中で、女性を含めたあらゆる人が活躍できる社会を作ることの重要性が、改めて認識されつつあります。

第4次山形村男女共同参画計画は、これらの村の現状・社会潮流と第3次山形村男女共同参画計画の成果と課題、村民アンケートによって把握した村民の男女共同参画に関する意識の変化を踏まえて策定しました。本計画に掲げた目標を村民・地域組織・企業等と共有しながら、あらゆる人があらゆる場面で活躍できる社会の実現に向けて各施策を実施します。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づくものです。また、国の「第4次男女共同参画基本計画」、「第4次長野県男女共同参画計画」および村の最上位計画である「第5次山形村総合計画」や各分野の個別計画との整合性に配慮し策定されました。

なお、この計画は村、村民、事業者、関係機関等が相互の理解と協力の中で、それぞれの立場で積極的に行動するための指針とするものです。村が直接行う取組みに留まらず、関係する主体との連携・協働によって実施する取組みも記載しています。

## 第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度を初年度とし、2023年度を目標年度とする5年間です。なお、社会情勢の変化や環境の変化に柔軟に対応しながら計画を実施します。

## 第4節 計画の推進体制

本計画は、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査・審議し提言を行う「山形村男女共同参画推進委員会」において毎年度、進捗状況を評価しながらPDCAサイクル（Plan：計画⇒Do：実行⇒Check：確認⇒Action：改善）に基づき推進します。

## 第2章 計画策定の背景

本章では、第4次山形村男女共同参画計画に求められる方針や必要な施策を検討するため、国際的な動向および国・県の動向を整理するとともに、統計資料や村民アンケート調査の結果から、山形村の男女共同参画の状況を分析します。

### 第1節 社会的背景

#### (1) 国際的な動向

男女共同参画につながる国際的な取組みは、1948年の国連総会における世界人権宣言の採択が端緒となりました。世界人権宣言は、基本的人権と男女の同権の理念が示され、すべての人民と国において達成すべき共通の基準となっています。宣言の採択以降、世界中の国と地域で人権、特に女性の権利を擁護する様々な取組みが行われました。

1975年の第1回世界女性会議の開催と国際婦人年の設定以後、国際的な女性の地位向上の取組みは一層活発になりました。国連ではおよそ10年ごとに女性の権利擁護のための戦略が策定され、その間、「女子差別撤廃条約」が採択されました。1995年に第4回世界女性会議で採択された「北京宣言」および「行動綱領」には、女性の地位向上を達成するための重大問題領域が明記され、今日まで国際的な女性の地位向上に向けた取組みの指針になっています。

2010年には、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントの取組みを加速するため、国際女性機関（UN Women）が創設されました。2019年3月には第5回世界女性会議が開催され、国際的な女性の地位向上のための取組みは今後一層活発になっていくことが見込まれます。

#### (2) 国内の動向

日本における男女平等の理念は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」として日本国憲法第14条に記されています。しかし、戦後しばらく、女性の権利擁護や地位向上に向けた取組みは積極的には行われませんでした。

日本における女性の権利擁護・地位向上の取組みは、国連における取組みに呼応する形で次第に活発になっていきました。1975年の第1回世界女性会議の結果を受けた国内行動計画の策定以後、順次行動計画が策定され、「女子差別撤廃条約」への批准、「男女雇用機会均等法」の公布が行われました。この間、「男女共同参画室」等の国内推進体制が整備され、1999年に男女共同参画社会基本法が制定されました。以後、同法に基づき、4次にわたって男女共同参画基本計画が策定されています。また、同法によって、都道府県の男女共同参画計画策定義務と市町村の男女共同参画計画策定の努力義務が課され、地方における男女共同参画の取組みが法的に根拠付けられました。

男女共同参画基本計画の策定以降、「2030年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になること」等の目標が立てられ、女性の権利擁護と地位向上に向けた取組みが実施されてきました。第3次計画以降は、特に少子高齢化・人口減少社会における経済的・社会的な担い手としての女性が注目され、「女性活躍推進法」などによって、女性の一層の活躍が期待され

ています。

日本国内におけるこれらの取組みにも関わらず、日本における女性のエンパワーメントの状況は、国際的な比較の上では依然として改善の余地があるといえます。世界経済フォーラムが発表した2018年のジェンダーギャップ指数において、日本は149か国中110位でした。経済と政治の分野で男女平等が進んでいないことが順位の低さの原因として指摘されています。東京での第5回世界女性会議開催を機に、国内の男女共同参画の取組みが一層活発になることが期待されます。

### **(3) 長野県の動向**

長野県では、国における国内行動計画の内容を受けて、1980年の「長野県婦人行動計画」以来、4次にわたる行動計画を策定してきました。1984年には、長野県婦人総合センターが設置され、県内の推進体制が整備されました。

2001年には男女共同参画基本計画に則った、「パートナーシップなごの21（長野県男女共同参画計画）」が策定され、翌年には、「長野県男女共同参画社会づくり条例」が制定されました。2007年には条例に基づいた「第2次長野県男女共同参画計画」が策定され、以降5年ごとに第4次まで策定されています。

現在、長野県では長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」を拠点に実施する研修・情報提供・相談等を通じて、男女共同参画社会づくりを推進しています。

## 第2節 山形村の男女共同参画の現状

国の統計資料および村民アンケート調査の結果から、山形村における男女共同参画の現状を整理します。なお、項目ごとに根拠となる巻末参考資料内の図表の番号を付しています。

### ①家庭における男女共同参画の状況

- ・家庭生活において、男女共同参画の現状認識に男女差が見られます ⇒p. 40 図表 27
- ・年齢の高い男性ほど、性別による固定的な役割分担意識を持っています ⇒p. 41 図表 28 図表 29
- ・家事・育児等を平等に分担すべきと考える人は多いにも関わらず、家事・育児等への男性の参画は進んでいません ⇒p. 42 図表 30 図表 31

### ②地域における男女共同参画の状況

- ・学校教育の場は、性別に関わらず活躍できる環境が整いつつあります ⇒p. 40 図表 27
- ・年齢、性別によって参画する地域活動に偏りがあります ⇒p. 43 図表 32
- ・地域組織では性別に関わらず役職を担うべきと考える人が多くなっています ⇒p. 44 図表 34
- ・地域組織において役職への女性の参画を促進するためには、役員の選出過程と女性自身の積極性に課題があると考えられています ⇒p. 44 図表 35
- ・村議会議員に占める女性の割合が低いなど、村の意思決定過程において女性の割合は低くなっています ⇒p. 38 図表 26

### ③雇用の場における男女共同参画の状況

- ・山形村の女性は男性と比較して非正規雇用が多くなっています ⇒p. 38 図表 25
- ・結婚・出産を機に仕事を辞める女性が依然として多くなっています ⇒p. 45 図表 37
- ・農業委員に占める女性の割合は県平均を上回っています ⇒p. 38 図表 26

### ④過去5年間の男女共同参画の進展度

- ・過去5年間で男女共同参画の取組みの進展度がわからないという人が多く、男女共同参画に関する取組みは認知されていないと考えられます ⇒p. 46 図表 39

### 第3節 第3次山形村男女共同参画計画の評価

本節では、第4次山形村男女共同参画計画において取り組むべき内容を導出するため、第3次山形村男女共同参画計画の評価および総括を行います。

#### (1) 第3次山形村男女共同参画計画の成果と課題

山形村男女共同参画計画策定委員会の委員および各施策の庁内担当部署に対して行った第3次山形村男女共同参画計画の評価調査を元に、成果と課題を下表に整理します。

なお、表中の「評価」の定義は以下の通りです。

A：取組みの成果が出ており、継続・強化する必要がある

B：取組みが成果につながっておらず、改善の必要がある

C：現状を改善するための取組みが必要だが、取組みが行われていない

D：取組みが行われておらず、村の男女共同参画計画として扱う必要性が低い

図表 1 第3次山形村男女共同参画計画の成果と課題

基本課題	基本目標	成果	課題	評価
1 男女共同参画の基盤づくり	1. 社会制度・慣行の見直し、意識改革	村広報・公民館報で男女共同参画関連記事を掲載しています。	依然、性別による固定的な役割分担を認める人は多く、対象を明確にするなど、より効果的な啓発にする必要があります。	B
	2. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	2018年度は山形村役場の女性管理職割合は27.3%でした。審議会へ女性登用を依頼しているほか、2016年度には県副知事と各種団体の女性役員の意見交換会を実施しました。	2018年度は女性議員が1名に留まっています。女性リーダー育成に関する研修等の情報発信が不十分です。政治の場に関して、「男性の方が優遇されている」と感じている女性は、71.4%になっています。	B
	3. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	学校教育においては性別に関わりなく能力を発揮できる環境が整備されています。4分館の人権講座の一環として研修を実施しています。県等の研修の情報が人権教育推進委員に周知されています。	学校教育においては、人権学習の一環として教育が行われており、若い世代には男女共同参画の意識が根付いています。地域においても人権教育・啓発の機会を確保する必要があります。	A
	4. 国際化の進展の中での男女共同参画の推進	特に取組みがありませんでした。	現段階では、必要性は高くないものの、今後外国籍住民の増加等の動向の変化に合わせて、取組みを検討する必要があります。	D



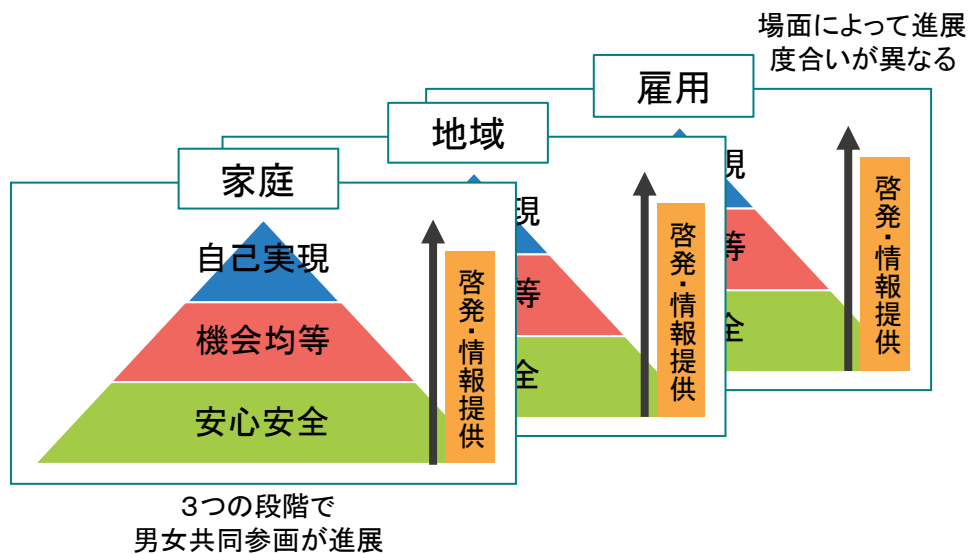
基本課題	基本目標	成果	課題	評価
2 男女が共に活躍できる環境づくり	1. 雇用等の場における男女の均等な機会と待遇の確保	県等の発信する情報（イクボス・温かボスプロジェクト等）を広報、周知しました。	県等の制度、イベントの周知を行うのみで、村として各事業所に周知は実施していません。 女性の仕事と家庭の両立、産後の職場復帰、再就職の支援が不足しています。 育児休暇、介護休暇の取得状況を把握できていません。	C
	2. 自営業における男女共同参画の環境づくり	過去5年間で家族経営協定が3件締結されています。また、女性農業委員が3名選出されています。 農村生活マイスターの方々が各方面で活躍されています。	農業等の自営業で経営方針の決定に関わっている女性の割合は45.2%であり、全国平均の69.9%（農林水産省「女性の農業への関わり方に関するアンケート調査」2012年）よりも低くなっています。	B
	3. 地域組織における男女共同参画の推進	2016年度に区役員の選出方法等について区長にアンケートを実施しました。2018年度は役員の選出にあたり女性の積極的登用を分館長等に依頼し、分館の会計はすべて女性になりました。2014年度に区三役、議会合同の研修会を実施しました。	防災、環境、産業振興等の場で女性の参画が行われていません。 地域の活動に参加する女性のうち、「意見を主張していない」人は31.3%であり、男性よりも多くなっています。女性が地域への参画に消極的であると考えられます。	A
	4. 男女の仕事と生活の調和	胎児から18歳までの子育て支援制度が充実しました。 介護離職の防止を図る相談体制を充実しました。	「男性も育児・家事に参加すべき」と考える男性は約60%いますが、実際の役割分担を見ると、育児・家事の男性の参画は進んでいません。 「男女が働き続けるために必要なこと」では、育児・介護の支援サービスの需要が高くなっています。	B
3 安心して安全な社会づくり	1. 人々が安心して暮らせる環境の整備	生活困窮者の相談窓口である「まいさぼ東筑」が村内に設置されました。 ひとり親家庭に対して県のパンフレットを利用した啓発、相談窓口の周知を行いました。また、児童扶養手当事務を実施し、福祉医療の窓口負担を軽減しました。	相談体制の充実が図られており、相談窓口が認知されてきています。生活困窮者が孤立しないための取組みを今後も継続する必要があります。	A
	2. 男女間のあらゆる暴力の根絶	DVを予防する啓発パンフレットの配布、相談体制の充実、関係機関との連携を強化しました。 ハラスメント行為の相談窓口の情報や啓発について適宜広報を実施しました。	配偶者からの暴力やストーカーに対して社会福祉士等と連携してスピーディーに対応できる状態にあり、今後も同様の活動を維持するとともに、相談窓口として周知する必要があります。	A
	3. 生涯を通じた女性の健康支援	発達段階に応じた性教育、性感染症に関する啓発を実施しました。 子宮がん、乳がんの検診受診率向上のため、無料クーポン配布・啓発パンフレットを配布しました。 不妊治療に対する費用の補助を行っています。	健診の周知は行っていますが、受診率の目標値に達していないため、周知の取組みを改善する必要があります。	B

## (2) 第3次山形村男女共同参画計画の総括

図表2に示すように、男女共同参画は、以下の3つの段階で進展すると考えられます。1段階目は、性別を理由に貧困・暴力・病等により害されることがないという「安心安全」の段階、2段階目は雇用条件等に差がなく男女が平等に機会を与えられている「機会均等」の段階、3段階目は性別に関わりなくチャレンジしたい人が現れ活躍する「自己実現」の段階の3つです。加えて、これらの段階を前に進めるために、効果的な「啓発・情報提供」が必要です。

また、男女共同参画の進展度合いは家庭・地域・雇用の場等の場面ごとに異なっており、場面ごとの進展度合いを意識し、男女共同参画の施策を展開することが求められます。

図表 2 男女共同参画の段階と場面のイメージ



本項では、前項において第3次計画の体系に沿って行った評価を、上記の場面ごと、段階ごとに再整理し、より網羅的な枠組みで第3次計画の結果を総括しました。

図表3の記号の定義は以下の通りです。

A：取組みの成果が出ており、継続・強化する必要がある

B：取組みが成果につながっておらず、改善の必要がある

C：現状を改善するための取組みが必要だが、取組みが行われていない

—：具体的に状態が想定できず評価の対象とならない項目（例：家庭における女性リーダーの活躍等）

- 「自己実現」の段階を見ると、学校教育の場を除いて、女性がリーダーとして活躍する状況には至っていません。リーダーとして活躍したい人が能力を発揮するために、情報提供や支援を行うことが必要です。
- 「機会均等」の段階を見ると、家庭内や自治会等の地域組織において、住民の意識が男女共同参画の視点に立っていても、実際の役割分担に変化が見られない状況があります。男女共同参画の実践を支える具体的な仕組みづくりが必要です。
- 「安心安全」の段階を見ると、生活の困窮や配偶者間の暴力の発生を予防し、困難な立場にある人からの相談を受け付ける取組みが行われています。今後はこれらの取組みを一層充実させるとともに、支援体制の周知を行うことが必要です。
- 「啓発・情報提供」の状況を見ると、家庭や企業において有効な取組みが行われていません。あらゆる場面で男女共同参画を進めるために、場面ごとに有効な啓発・情報提供を行う必要があります。

図表 3 第3次山形村男女共同参画計画の総括

		取組み例	場面						
			地域			家庭	雇用の場		
			住民一般 政治	地域組織	学校		農家等 自営業	行政	企業
段階	自己実現	女性議員の増加/地域の女性リーダー育成/農家女性の経営参画/女性管理職の増加 等	C	C	A	—	B	B	C
	機会均等	固定的な役割分担の見直し/農家の家族経営協定/雇用条件の均等化 等	—	B	A	C	B	A	C
	安心安全	困難な状況に陥った人への支援/配偶者の暴力の防止/セクハラの防止/性教育 等	A	—	A	A	—	—	A
	啓発・ 情報提供	広報・館報での啓発/学校教育/農家への指導/行政内部のセミナー/企業への周知 等	B	A	A	C	C	B	C

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 本計画の基本目標

第4次山形村男女共同参画計画では、「あらゆる場所で ともに輝く やまがた」を計画の基本目標とします。第1次から第3次までの山形村男女共同参画計画では、計画のタイトルに「認め合い ともに輝く やまがた 21」を掲げてきました。本計画では、これまでの計画の趣旨を受け継ぎながら、意識改革の意味を持つ「認めあう」という言葉を一步発展させ、家庭・地域・雇用の場等の様々な場所で男女共同参画社会の実現に向けた実践的な取組みを行うことを視野に入れ、「あらゆる場所で」という言葉を盛り込みました。

#### 基本目標

あらゆる場所で ともに輝く やまがた

### 第2節 施策の体系および具体的な取組みの考え方

#### ■本計画における取組みのポイント

- 「家庭」「地域」「雇用の場」等、活躍する場面ごとに基本施策を設けました。
- 各場面に合わせて効果的な意識啓発と実践のための取組みを推進します。
- 各事業において想定される関係する主体を示し、実行性を高めます。
- 計画の成果指標を設定し、計画の進捗を図る基準を設けます。

本計画の施策体系は、基本目標に掲げた「あらゆる場所」を念頭におき、「家庭」「地域」「雇用の場」それぞれの場面での男女共同参画を具体的に推進することを目指し設定しました。加えて、これらの場での男女共同参画を支える基盤として、「安心・安全な社会づくり」「多様な主体と協働できる推進体制の整備」を基本施策に掲げています。

今までの男女共同参画計画は広く村全体の男女共同参画に向けた取組みが主であり、場面に応じた効果的な意識啓発が行われていなかったために、一部の取組みが不十分になっていました。本計画では、効果的な意識啓発の促進を事業として示しています。

また、従来の計画は意識改革が主体であり、男女共同参画の実践にあまり目が向けられていないということも課題でした。本計画では各分野での実践を促進し、第3次計画期間までに村で醸成されてきた男女共同参画の機運が実際の変化につながるよう必要な取組みを行います。

さらに、本計画では実行性を高めるため、各事業において想定される関係する主体を示しています。また、計画の進捗を評価するため、成果指標を設定しています。

基本目標

基本施策

施策

あらゆる場所で  
ともに輝く  
やまがた

1  
家庭における  
男女共同参画の推進

1-1 固定的な役割分担の見直し

1-2 男性の家事・育児・介護等への参画の促進

2-1 学校教育における男女共同参画の推進

2  
教育・地域における  
男女共同参画の推進

2-2 地域における男女共同参画の啓発機会の充実

2-3 地域組織への女性の積極的な参加の促進

2-4 様々な地域課題に取り組む女性リーダーの育成

3  
雇用の場における  
男女共同参画の推進

3-1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

3-2 男性中心型労働慣行の見直しと仕事と生活の調和

3-3 農家等自営業における女性の経営参画の拡大

3-4 議会・行政内部における女性の参画の拡大

4  
安心して安全な  
社会づくり

4-1 人々が安心して暮らせる環境の整備

4-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

4-3 生涯を通じた男女の健康づくり支援

5  
多様な主体と協働で  
きる推進体制の整備

5-1 庁内および関係機関との連携の強化

5-2 地域の組織・団体との協働の推進

## 第4節 本計画の成果指標

本計画の進捗・達成状況の確認に際し、目安となる指標を設定します。指標の目標年度は本計画の計画期間の終了年度である2023年度とします。

関連する 施策	成果指標	現状値	目標値 (2023年度)
施策 1-1 施策 2-2	男女共同参画に関する講演会	—	1回開催
施策 2-1	学校生活アンケートの実施	1回/年	1回/年
施策 2-2	公民館分館人権研修会の実施	4分館で 年1回実施	全6分館で 年1回実施
施策 2-2	人権教育推進委員への研修会情報の周知	2回/年	2回/年
施策 2-3	分館の役員に占める女性の割合	33.3% (2018)	50.0%
施策 3-4	村議会議員に占める女性の割合	8.3% (2018)	増加
施策 3-4	村職員課長相当職に占める女性の割合	27.3% (2018)	30.0%
施策 3-4	村審議会等委員に占める女性の割合	25.0% (2018)	40.0%
施策 3-4	農業委員内の女性委員の数	3名 (2018)	3名
施策 4-3	乳がん検診受診率	20.9% (2017)	30.0%
施策 4-3	子宮がん検診受診率	14.1% (2017)	25.0%



## 第4章 具体的な取組み

本章では、第3章第3節に示した施策体系に沿って、各施策の現状と課題、および具体的な施策の展開をまとめます。

### 本章の見方

基本施策と施策に沿って、現状と課題および施策の展開を示します。

各施策の現状と課題をデータとともに示します。

アンケートの結果を引用した箇所は「n=」として、その設問に回答した人の人数を示しています。

各施策の課題を解決するために行う具体的な取組みを示します。

第3次計画に記載していない取組みは★で示しています。それ以外の取組みは第3次計画に引き続き取り組むものです。

### 基本施策1 家庭における男女共同参画の推進

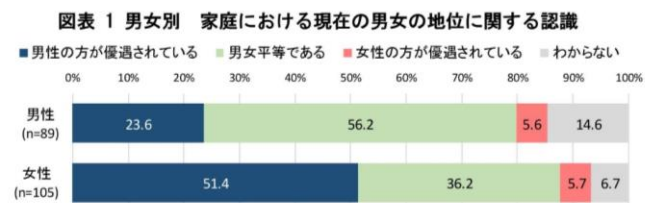
家庭における男女共同参画は、地域・雇用の場における男女共同参画の基盤となるものです。固定的に考えられてきた家庭内の役割分担の見直しを促進し、地域・雇用の場における女性の活躍が可能になるよう、男性の家事・育児・介護等への実践的な参画を促します。

#### 施策1-1 固定的な役割分担の見直し

性別に関わらず希望に応じたライフスタイルが可能になるよう、依然として根深く残っている性別による固定的な役割分担意識の見直しを促進します。

#### 現状と課題

- 家庭における現在の男女の地位に関する認識を男女別に見ると、家庭生活においては現状認識に大きな差が見られます。女性の51.4%が男性の方が優遇されていると回答しているのに対して、男性は56.2%が男女平等であると回答しています。



出典：2018年度山形村民アンケート調査

#### 施策の展開

取組み	主な実施主体				
	村	県	国	家庭	地域団体
身の回りの慣行の見直しに役立つ啓発資料の配布、村広報での啓発記事掲載、男女共同参画の理解を深める講座の開催	●			●	
県等関係機関の広報資料の配布、事例情報の提供	●	●	●	●	
性別による固定的な役割分担の見直しのための、家庭内の対話の促進				●	

各取組みに関する主体を示して、計画の実行性を高めます。

## 基本施策1 家庭における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画は、地域・雇用の場における男女共同参画の基盤となるものです。固定的に考えられてきた家庭内の役割分担の見直しを促進し、地域・雇用の場における女性の活躍が可能になるよう、男性の家事・育児・介護等への実践的な参画を促します。

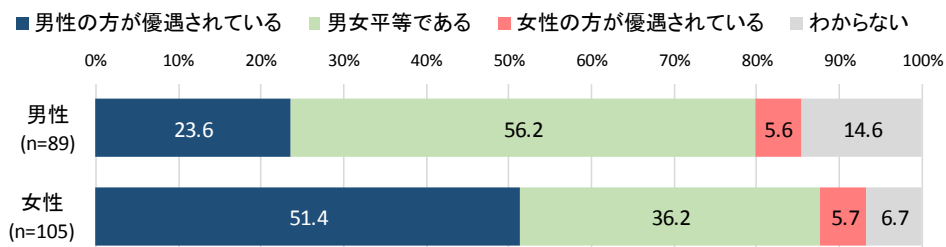
### 施策 1-1 固定的な役割分担の見直し

性別に関わらず希望に応じたライフスタイルが可能になるよう、依然として根強く残っている性別による固定的な役割分担意識の見直しを促進します。

#### 現状と課題

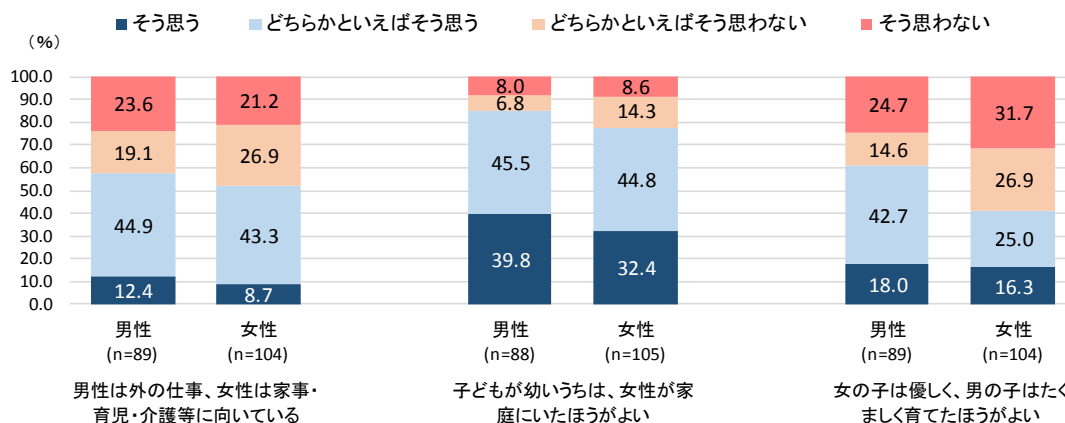
- 家庭における現在の男女の地位に関する認識を男女別に見ると、家庭生活においては現状認識に大きな差が見られます。女性の51.4%が男性の方が優遇されていると回答しているのに対して、男性は56.2%が男女平等であると回答しています。
- 男女の役割分担に関する意識を見ると、女性と比べて男性の方が性別による固定的な役割分担を認める割合が高くなっています。「子どもが幼いうちは、女性が家庭にいたほうがよい」と考える人の割合は男女ともに高くなっています。

図表 4 男女別 家庭における現在の男女の地位に関する認識



出典：2018年度山形村村民アンケート調査

図表 5 男女別 男女の役割分担に関する意識



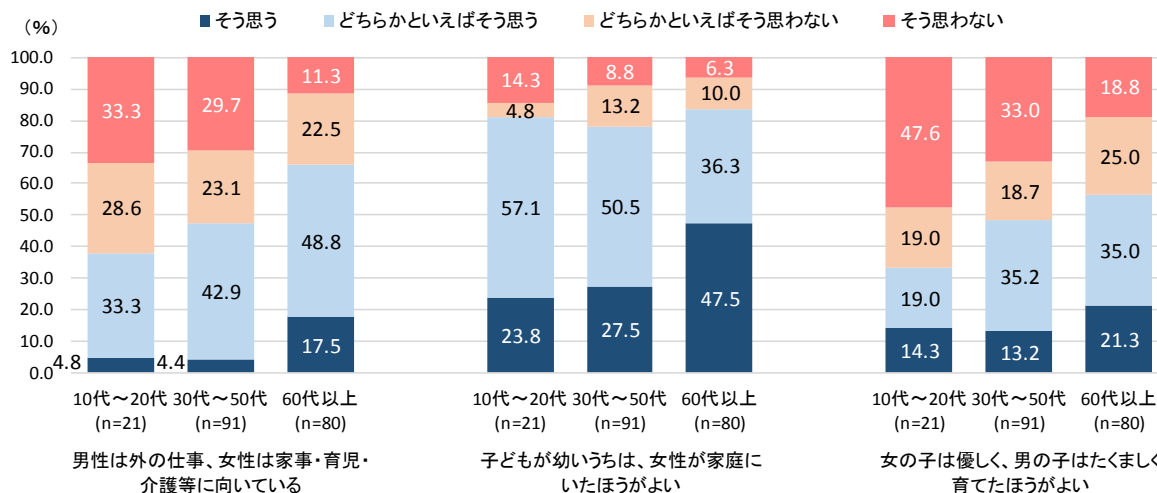
出典：2018年度山形村村民アンケート調査



## 現状と課題

- 年代別に男女の役割分担に関する意識を見ると、年代が高くなるほど、性別による固定的な役割分担を認める人の割合が高くなっています。「男性は外の仕事、女性は家事・育児・介護等に向いている」と考えている人の割合は、10代～20代では38.1%であるのに対して、60代以上では66.3%になります。

図表 6 年代別 男女の役割分担に関する意識



出典：2018年度山形村村民アンケート調査

## 施策の展開

取組み	主な実施主体				
	村	県	国	家庭	地域団体
身の回りの慣行の見直しに役立つ啓発資料の配布、村広報での啓発記事掲載、男女共同参画の理解を深める講座の開催	●			●	
県等関係機関の広報資料の配布、事例情報の提供	●	●	●	●	
性別による固定的な役割分担の見直しのための、家庭内の対話の促進				●	

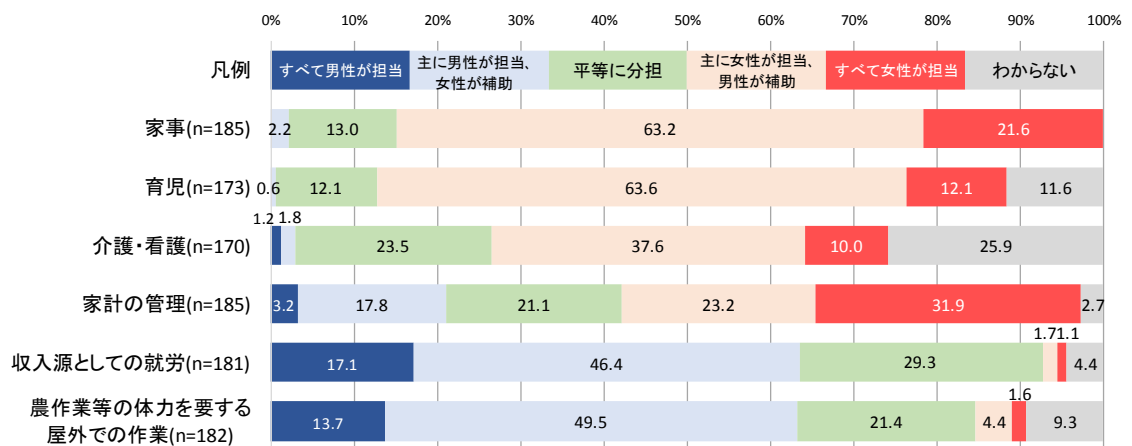
## 施策 1-2 男性の家事・育児・介護等への参画の促進

男性向けに家事・育児・介護等の実践的な情報提供等を行い、男性の家庭における参画を促進します。若い世代を中心に意識の変化が見られ、家事・育児等を平等に分担すべきと考える人の割合は増加していますが、実際の家事育児の分担に結びついていない現状があります。男性が実際に家庭内の役割を担えるように必要な支援を行います。

### 現状と課題

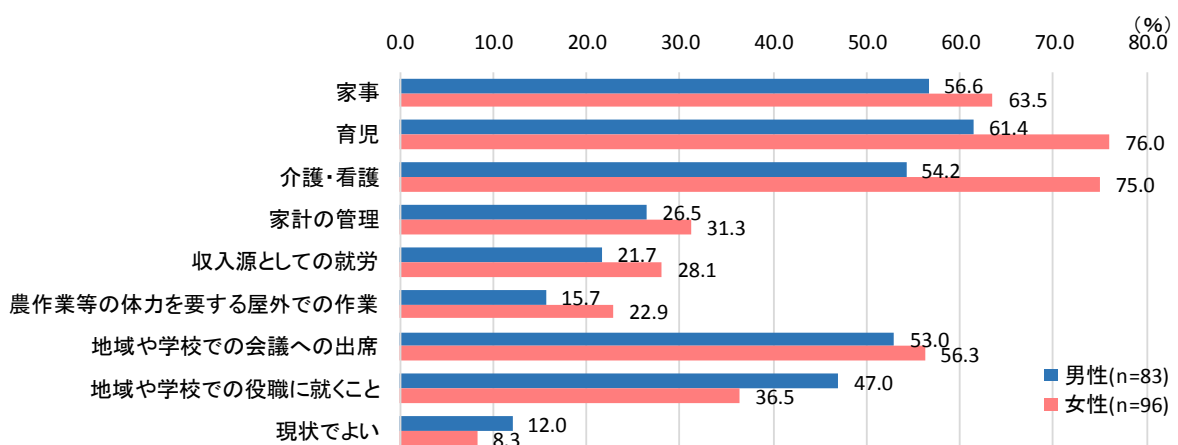
- 家庭内の男女の役割分担の現状を見ると、「家事」、「育児」、「介護・看護」は主に女性が担っています。「家事」は84.8%の家庭で、女性が主に担当しています。一方で「収入源としての就労」や「農作業等体力を要する屋外での作業」は男性が主に担っています。
- 家庭内で平等にすべき役割分担を男女別に見ると、男女ともに「家事」、「育児」、「介護・看護」、「地域や学校での会議への出席」の回答割合が高くなっています。

図表 7 家庭内の男女の役割分担の現状



出典：2018年度山形村村民アンケート調査

図表 8 男女別 家庭内で平等にすべき役割分担



出典：2018年度山形村村民アンケート調査

施策の展開

	取組み	主な実施主体				
		村	県	国	家庭	地域 団体
	実践に役立つ家事・育児・介護等に関する参加体験型の男性向け講座の開催	●	●		●	●
	県等関係機関による家事・育児等への参画に関する男性向けセミナー等の情報提供	●	●	●	●	
	男性の仕事と生活を両立する働き方のモデルとなる県等関係機関による収集事例の提供	●	●	●	●	
	県等関係機関による、男性の生活と仕事に関する悩みの相談窓口の情報提供	●	●	●	●	
★	男性も子育てしやすい環境の整備(ベビーベッド付男性トイレの整備、子ども連れで公的施設に訪問した人への配慮等)	●	●	●	●	

## 基本施策2 教育・地域における男女共同参画の推進

地域は、家庭とともに最も身近な暮らしの場です。地域で男女共同参画が進展することで、性別に関わらず人々が活躍できる素地が様々な場面に広がることを期待されます。しかし、長年積み重なった慣習やしきたりから、性別による固定的な役割分担意識はいまだに根強く残っています。学校教育の場や、地域組織において継続的に男女共同参画の重要性について伝え、啓発を促します。

また、現在、少子高齢化や人口減少の影響で、様々な地域課題が生じている中で、地域の団体が活発に課題解決に取り組むことが求められています。女性を含めた多様な住民が活動およびその意思決定にも参画することで、地域活性化につながる環境づくりを促進します。また、これらの活動の中から地域の課題に取り組む女性のリーダーが生まれるよう、必要な情報提供を行います。

### 施策 2-1 学校教育における男女共同参画の推進

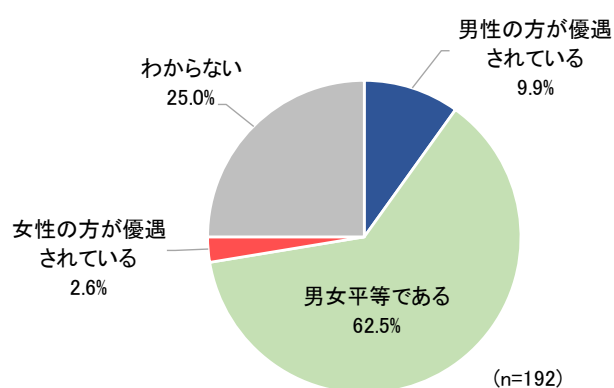
児童・生徒に対して男女共同参画の意識を醸成する教育支援を実施するとともに、自由な職業選択、地域での活躍が可能になるような教育を行います。また、教育関係者の男女共同参画に関する理解の促進、児童を通じた各家庭での男女共同参画の取組みを促進します。

#### 現状と課題

- 学校教育の場における現在の男女の地位に関する認識について村民アンケート結果を見ると、62.5%の人が男女平等であると感じており、学校教育において、児童・生徒は性別に関わりなく活躍の機会を与えられていると考えられます。

図表 9 学校教育の場における現在の男女の地位に関する認識

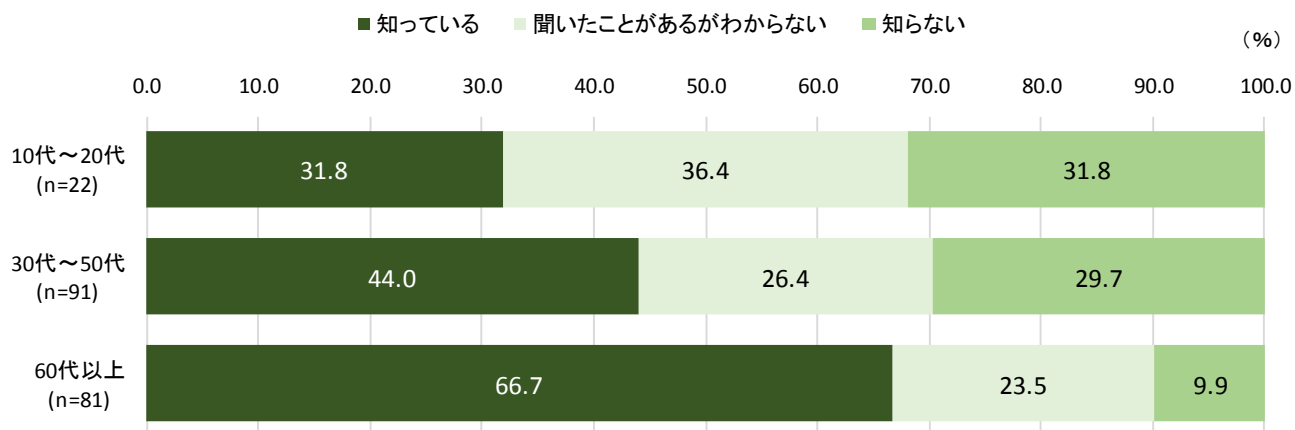
	度数 (人)	割合 (%)
男性の方が優遇されている	19	9.9
男女平等である	120	62.5
女性の方が優遇されている	5	2.6
わからない	48	25.0
合計	192	100.0



## 現状と課題

- 「男女共同参画」という用語の認知度を年代別に見ると、若い世代ほど認知されていないという傾向が見られます。10代～20代は「知っている」と回答した人の割合が31.8%であり、30代～50代は44.0%、60代以上は66.7%でした。
- 学校教育の場は、性別に関わりなく活躍することができる環境にありますが、知識としてはあまり浸透していないことが推測されます。

図表 10 年代別 「男女共同参画」という用語の認知度



出典：2018年度山形村村民アンケート調査

## 施策の展開

	取組み	主な実施主体						
		村	県	国	家庭	地域団体	学校	企業
★	男女共同参画への理解を深める県等関係機関の広報資料の配布、事例情報の提供、および児童を通じた保護者に対する意識の醸成	●	●	●	●		●	
	児童・生徒の発達段階に応じた、男女共同参画に関する教育の支援					●	●	
	地域組織や企業と連携した、児童・生徒の自由で主体的なキャリア形成の仕組みの構築					●	●	●
	教育関係者における男女共同参画に関する研修等の一層の充実	●	●	●			●	

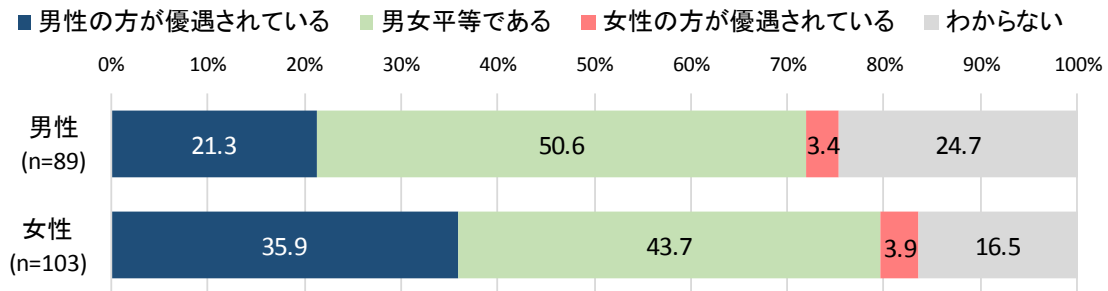
## 施策 2-2 地域における男女共同参画の啓発機会の充実

地域において男女共同参画を推進するために、地域組織のリーダーなど地域における男女共同参画の推進を担う各主体に対して効果的な啓発や情報提供を推進します。

### 現状と課題

- 地域活動の場が男女平等であると感じている人の割合は、男性では 50.6%、女性では 43.7%です。しかし、依然として男女の意識には差があり、男性が優遇されているとする回答は、男性が 21.3%なのに対して、女性では、35.9%になっています。
- 現在は男女共同参画の意識啓発の取組みとして、4分館で実施している人権研修会において男女共同参画をテーマに選ぶことができるようになっています。

図表 11 男女別 地域活動の場における男女の地位に関する認識



出典：2018年度山形村村民アンケート調査

### 施策の展開

	取組み	主な実施主体						
		村	県	国	家庭	地域団体	学校	企業
	地域組織への女性参画の重要性を啓発する資料の配布	●				●		
	地域組織のリーダーを対象とした男女共同参画に関する研修会の開催	●				●		
	分館単位の人権講習会における、男女共同参画に関連する内容の講座の開催	●				●		
	人権教育推進委員に対する県内で開催される学習会等の情報の提供	●	●	●				
★	若い世代を中心に負担感なく自由に地域活動に参画できる仕組みの構築促進	●						

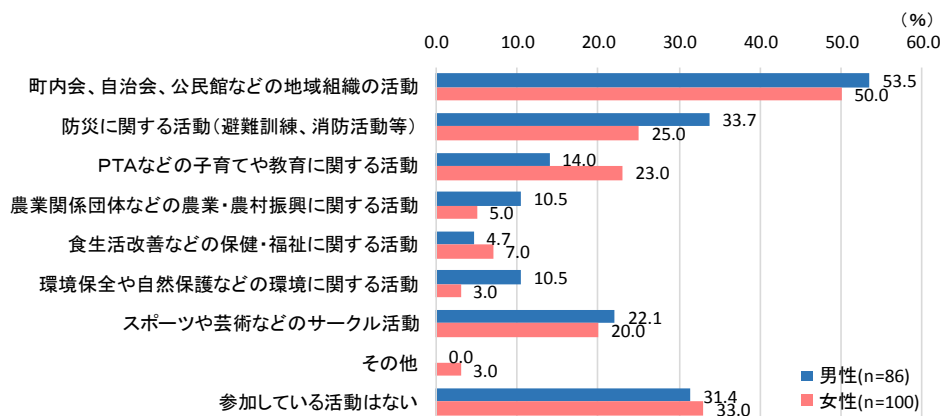
## 施策 2-3 地域組織への女性の積極的な参加の促進

地域における男女共同参画の状況を把握し、現在参男女共同参画の進んでいない分野への男女双方の参画を促進します。

### 現状と課題

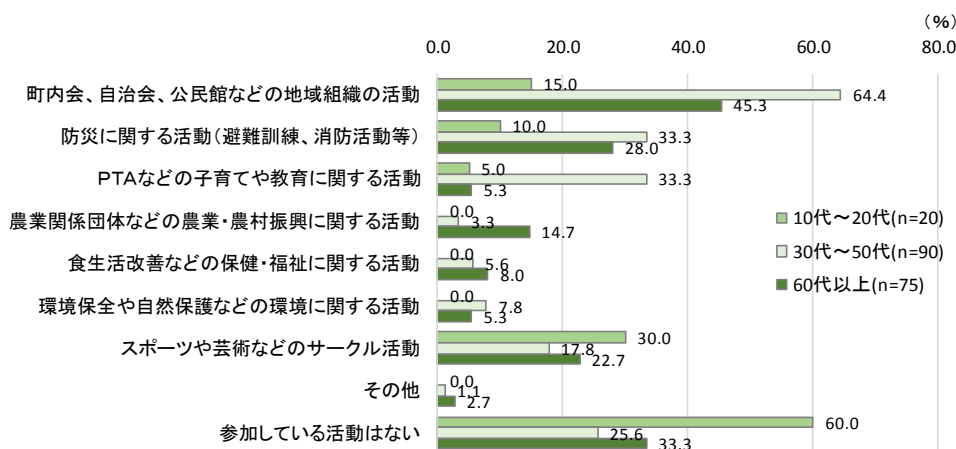
- 男女別に参加している地域活動を見ると、「PTA などの子育てや教育に関する活動」と「食生活改善などの保健・福祉に関する活動」に参加している人の割合は女性が多く、「防災に関する活動」や「環境保全や自然保護などの環境に関する活動」は男性が多くなっています。
- また、「現在参加している活動はない」とする人の割合は男女ともに約 3 割おり、年代別に見ると、10 代～20 代では 60.0% になっています。若い世代が地域活動に参加できる仕組みづくりが必要です。

図表 12 男女別 参加している地域の活動



出典：2018 年度山形村村民アンケート調査

図表 13 年代別 参加している地域の活動



出典：2018 年度山形村村民アンケート調査

## 施策の展開

	取組み	主な実施主体						
		村	県	国	家庭	地域 団体	学校	企業
	地域組織における女性の参画状況の把握および女性の積極的な登用の依頼	●				●		
	地域組織における役員を選出方法や組織の見直し等に関する先進事例の収集および提供	●				●		
★	働いている世代が積極的に地域活動に参画できる環境の整備				●	●		
	特定の性や世代で担われている分野の活動への男女双方の参画推進のための事例提供、意識啓発	●	●	●		●		



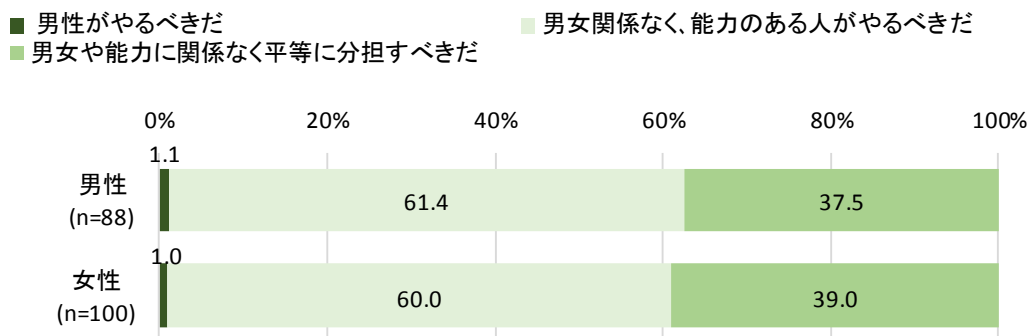
## 施策 2-4 様々な地域課題に取り組む女性リーダーの育成

地域の様々な課題を解決するため男女がともに参画する中で、主体的に挑戦する女性リーダーの育成支援を行い、地域活動の活性化を図ります。女性の活躍が少ない防災等の分野においても女性の参画拡大を促進します。

### 現状と課題

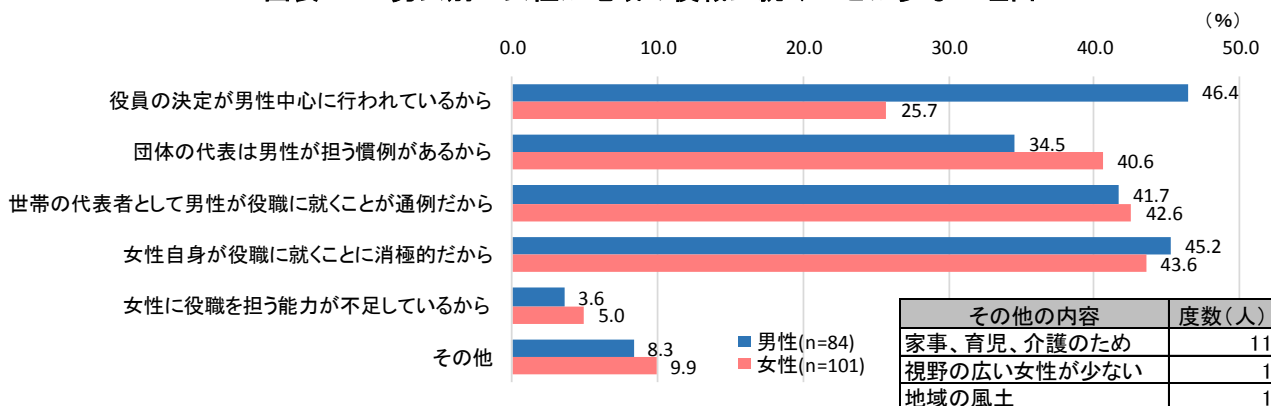
- 村民アンケートの結果を見ると、山形村で地域組織の役職に就くべき人として、男女ともに「男女関係なく、能力がある人」の回答が最も多くなっています。リーダーは男性でなくてはならないと考えている人はごく少数です。
- これらの意識の結果として、2018年度現在、各分館の会計職はすべて女性になっており、女性の参画には一定の成果が見られます。一方で、館長等組織のトップには女性が就いていません。女性が役職に就くことが少ない理由として、役員の選出過程や女性の消極性が挙げられています。

図表 14 男女別 地域組織の役職に就くべき人材



出典：2018年度山形村村民アンケート調査

図表 15 男女別 女性が地域の役職に就くことが少ない理由



出典：2018年度山形村村民アンケート調査

## 施策の展開

	取組み	主な実施主体						
		村	県	国	家庭	地域 団体	学校	企業
	地域でリーダーとなる女性を育成する、県等のセミナー等の開催情報、県等の収集・発信しているロールモデルの情報の提供	●	●	●		●		
★	地域で活躍する女性のネットワーク化と、新たなチャレンジへの支援体制の構築	●				●		
	男女共同参画の視点に立った防災訓練、避難所体験講座等の実施、地域防災会議への女性の登用	●				●		

### 基本施策3 雇用の場における男女共同参画の推進

雇用の場において、性別に関わりなく能力を十分に発揮できる均等な機会と待遇を確保するとともに、政策・経営方針決定過程への女性の参画を促進します。

#### 施策3-1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進

雇用の場における男女共同参画の推進は、性別に関わらず活躍できる社会の実現のために非常に重要です。社会には多くの活躍する場所がありますが、多くの世代にとって雇用の場こそが主な活躍の場といえるからです。性別によって待遇や雇用条件に格差が生じることなく、結婚や出産・子育てを経てもそれぞれのキャリアを築くことのできる環境づくりを推進する必要があります。

#### 現状と課題

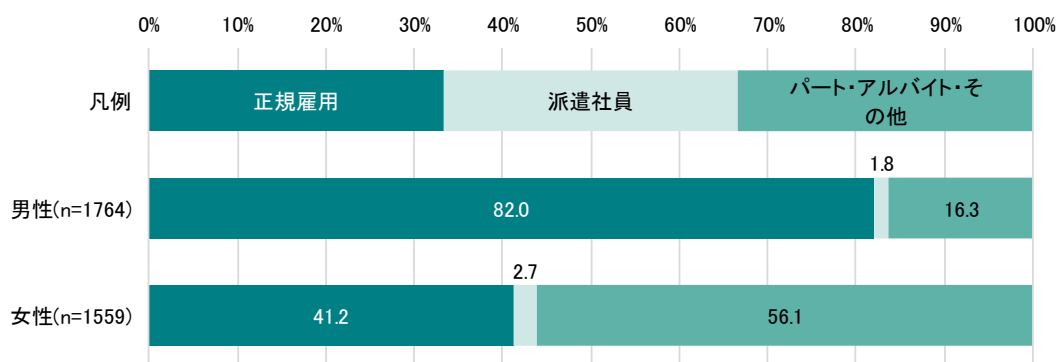
- 男女雇用機会均等法によって、「雇用の分野における男女の均等な機会および待遇の確保」が図られているものの、実際の男女の賃金には差が生まれています。長野県の平均賃金を男女別に見ると、2017年時点で男性が302.4万円なのに対して、女性は222.3万円となっています。
- 山形村においても、女性の非正規雇用の比率が男性と比べて高くなっています。男性は18.1%であるのに対して、女性は58.8%となっています。

図表16 男女別 長野県の平均賃金（2017年）

	平均賃金（万円）
男性	302.4
女性	222.3

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」2017年

図表17 男女別 山形村の雇用者の従業上の地位（2015年）

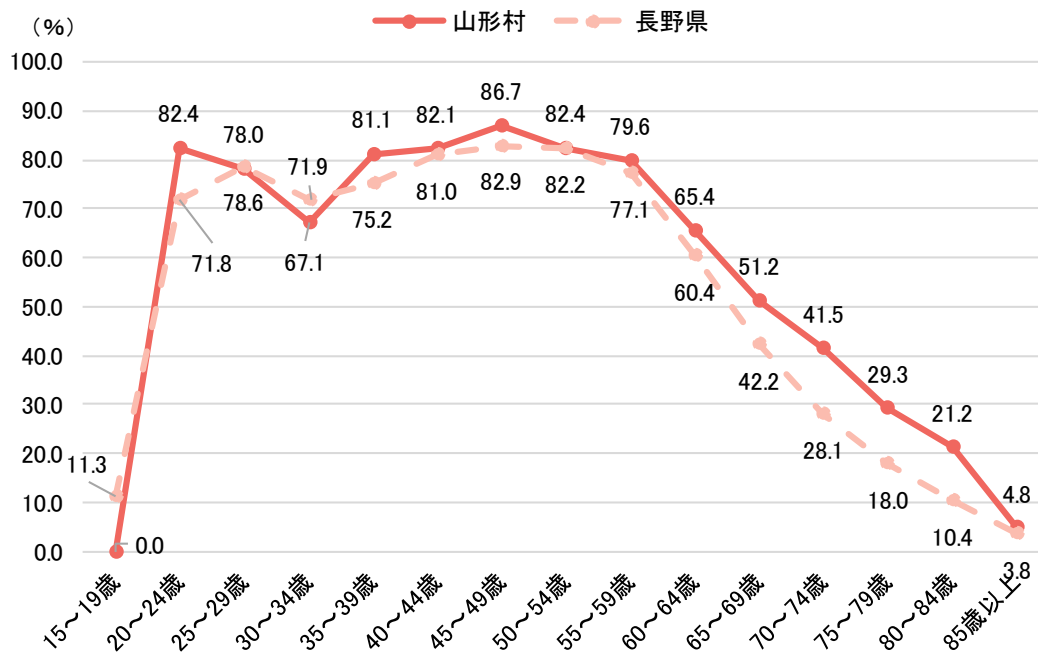


出典：総務省「国勢調査」2015年

## 現状と課題

- 女性の非正規雇用が多いのは、出産・育児を経て、今までどおり働き続けることが難しくなることが原因として考えられます。山形村の女性の労働力率はほぼすべての年代で長野県の平均を上回っていますが、30代前半の落ち込みが県より大きくなっています。出産・育児をしながら働き続けられる環境の整備が求められます。

図表 18 長野県・山形村の女性の年齢階級別労働力率（2015年）



出典：総務省「国勢調査」2015年

## 施策の展開

	取組み	主な実施主体					
		村	県	国	家庭	地域団体	企業
	企業に対する、男女の平等な機会と待遇の確保を促す県等関係機関の情報の周知	●	●				●
★	子育て施設や支援制度等、働きながら育児、介護ができる環境の整備	●	●	●			●
★	出産・育児で一度離職した女性に対する職場復帰、再就職に役立つ県等のセミナー情報の提供	●	●				
★	村の商工会等企業を代表する団体を通じた企業への啓発、国の認証制度の周知	●	●	●			●

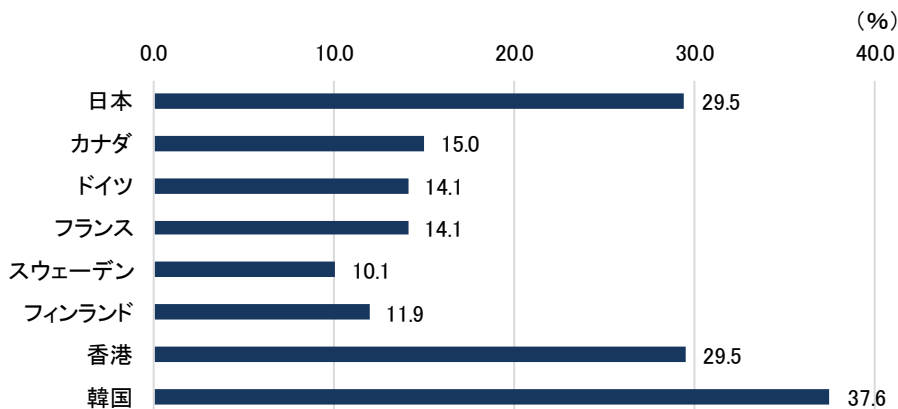
## 施策 3-2 男性中心型労働慣行の見直しと仕事と生活の調和

従来、男性を中心とする長時間労働が行われている環境下では、男性は家庭の家事・育児等に参画する時間が確保できず、家事・育児の多くは女性が担っていました。その結果、育児中の母親は長時間働くことができず、仕事を辞めざるを得なくなるという構造になっています。また、長時間労働に加えて家事・育児の負担があることで、働いている世代は地域活動等に参画しづらくなっていました。男性中心型労働慣行を見直し、個人に最適なワーク・ライフ・バランスを実現できる環境の整備が必要です。

### 現状と課題

- 全就業者に占める長時間労働者の割合を国別に見ると、日本は2017年時点で29.5%となっています。日本の長時間労働は2000年以降減少傾向にありますが、欧米の国々と比較すると、依然として高い水準に留まっています。
- 山形村においても、働く世代が家庭や地域に参画する機会が生まれるようワーク・ライフ・バランスの見直しを促進することが必要です。

【参考】図表 19 国別 長時間労働\*就業者の割合 (2017年)



※長時間労働：週49時間以上の労働を指す。

出典：労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2018」

### 施策の展開

	取組み	主な実施主体					
		村	県	国	家庭	地域 団体	企業
	男性中心の長時間労働の慣行の見直しに資する県等関係機関の発信する情報の提供	●	●				●
	多様な働き方に関する県等関係機関の発信する情報の提供	●	●				●
	育児休業および介護休業の取得促進、男性育児休業・介護休業の取得に対する理解の促進	●	●				●

### 施策 3-3 農家等自営業における女性の経営参画の拡大

従来、農家等の自営業では女性は家業等と家事・育児・介護等の生活の両面に従事し、過重な負担がかかる傾向にあり、農業等の経営に関して対等な立場におかれていないことから、個人としては経済的に弱い立場に立たされることがありました。今後は、農家等自営業における女性の対等な立場を確保して役割を評価し、経営に参画するための能力向上の支援等を行うことが必要です。

また、現在、自営業は担い手が不足しており、担い手としての女性の重要性が高まっています。また、特産品の開発等においても女性目線の新しい製品やサービスの開発による地域の活性化が期待されています。今後は、女性が持てる能力を十分に発揮して活躍できるような、意識啓発の推進と支援を推進することが重要です。

#### 現状と課題

- 山形村では、過去5年間に家族経営協定の締結が3件、農村生活マイスターの認定が3件ありました。農家における女性の対等な立場の確保と、農村での女性の活躍の推進に向けて、今後も家族経営協定の締結および農村生活マイスターの認定を推進することが必要です。
- 一方で、山形村の農業委員に占める女性の割合は、2018年3月時点で20.0%となっています。県平均の12.3%を上回っており、今後も女性農業委員の活躍が期待されます。
- 商工業においては商工会女性部の部員数が年々減少しており、その他の女性団体も高齢化等の影響から組織の弱体化が懸念されます。県等で主催する講習会や研修会の情報を周知するとともに、村内の女性自営業者のネットワーク化を促進する必要があります。

#### 施策の展開

	取組み	主な実施主体					
		村	県	国	家庭	地域 団体	自 営 業
	商工会、農業委員会等の政策決定過程における女性の参画促進	●					●
	JA等関係機関と連携した、家族経営協定による働きに応じた女性の収入の確保、就業条件の整備	●	●		●		●
	JA等関係機関と連携した、農村生活マイスターの認定支援	●	●				●
	女性同士のネットワークを通じた他業種との連携による女性目線のサービスの開発促進	●				●	●

### 施策 3-4 議会・行政内部における女性の参画の拡大

議会や行政の意思決定過程に女性が参画することは、長期的に男女共同参画を推進する上で非常に重要です。あらゆる施策について女性を含めた多様な視点で検討を加えることで、議会や行政内部だけでなく、家庭・地域・雇用の場等の他の分野においても男女共同参画の進展が期待されます。

また、地域組織や企業の見本となるよう行政内部において率先して男女共同参画の取組みを進めることで、地域組織や企業における男女共同参画のモデルとなることが重要です。

#### 現状と課題

- 2018 年度現在、山形村議会の女性議員は 1 名のみであり、議員全体の 8.3%に留まっています。県平均の 14.0%を下回っており、女性議員の立候補に向けた村内の意識の醸成が必要です。
- 村審議会等委員に占める女性の割合は 2018 年 3 月時点で 25.0%であり、県平均を上回っていますが、第 5 次山形村総合計画に掲げられた 40.0%という目標に向けて一層の取組みが必要です。
- 山形村では「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定しており、女性の管理職登用や有給休暇取得率、男性の育休取得率に関して目標を定めています。課長相当職の割合が県平均を上回っているなど成果が出ており、今後もこの計画に沿った取組みを継続します。

図表 20 山形村の意思決定過程における女性の割合 (2018 年)

指標(女性割合)	山形村 現状値 (2018.3)	県平均 (2018.3)	山形村 第5次総合 計画目標値 (2022)
村審議会等委員	25.0%	24.2%	40.0%
市町村議会議員	8.3%	14.0%	-
市町村職員課長相当職	27.3%	8.4%	-
市町村農業委員	20.0%	12.3%	-
自治会長	0.0%	1.3%	-

出典：長野県男女共同参画課「市町村における男女共同参画の推進状況」2018 年  
山形村「第 5 次総合計画後期基本計画」2018 年

## 施策の展開

	取組み	主な実施主体					
		村	県	国	家庭	地域 団体	企業
	村議会議員に占める女性の割合拡大に向けた村内の意識の醸成	●				●	
	村内の審議会・委員会等における女性の積極的な委員への登用推進	●					
★	村行政における事業主行動計画に準じた男女共同参画の取組みの推進（管理職登用、働き方、男性の育休取得等）	●					



## 基本施策4 安心して安全な社会づくり

すべての人が、経済的に困難な状況に陥る状況を防ぐとともに、暴力にさらされることなく、健康に過ごすことができるような環境の整備を推進します。

### 施策4-1 人々が安心して暮らせる環境の整備

女性は非正規雇用が多いため経済的に弱い立場に陥りやすく、離婚や高齢化、外国籍であること等の複合的な要素によって生活に困窮する可能性が男性よりも高くなっています。また、こうした家庭の子どもも同様に経済的に困難な状況に陥る可能性があります。これらの家庭が生活に困窮することのないように、支援制度や相談窓口を充実させ、取組みの周知を図る必要があります。

また、近年、性的マイノリティに関する社会的な認知が進んでいますが、依然としてこれらの人々に対する差別や偏見が残っているため、継続的に理解を促進する必要があります。

#### 現状と課題

- 現在山形村には生活困窮者に対する相談窓口である生活就労支援センター「まいさぼ東筑」が設置されています。きめ細やかな相談体制が構築され、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、自立相談支援および就労準備支援・子どもの貧困の支援等を実施しています。今後はこれらの充実した支援の周知をより一層進める必要があります。

#### 施策の展開

	取組み	主な実施主体		
		村	人権擁護委員	まいさぼ東筑
	ひとり親家庭が生涯を通じて安心して生活するための制度の充実、相談窓口の整備、広報等を通じた周知	●		
★	「まいさぼ東筑」を通じた生活困窮者に対する支援、相談窓口の設置、周知	●		●
★	高齢者、障がい者、外国人等複合的な要素による生活困窮者の把握と適切な支援	●		●
★	性的マイノリティに対する偏見や差別の解消のための県等関係機関資料による啓発	●	●	

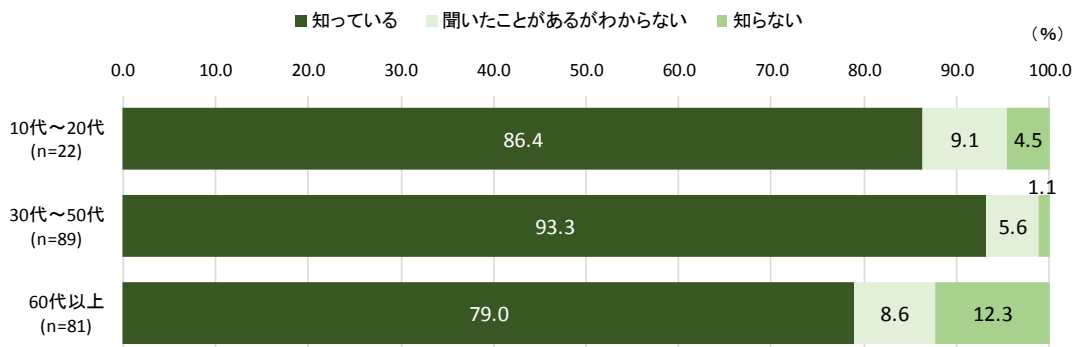
## 施策 4-2 男女間のあらゆる暴力の根絶

男女共同参画は人々が互いの人権を認めあい尊重することを基盤に発展していくものですが、配偶者からの暴力や性犯罪、ストーカー行為、セクハラ・パワハラ等のハラスメント行為は、被害者の人権を著しく侵害するものであり、断固として認めることはできません。これらの人権侵害を防止するために意識啓発を行うとともに、被害者に対する支援・相談体制の充実およびその周知を推進します。

### 現状と課題

- 山形村ではストーカー被害に対して、社会福祉士等による相談体制と警察・福祉事務所等関係機関との連携による支援体制が構築されていますが、具体的な支援ケースが少ないため、支援体制の整備が完全ではありません。事案が発生する前に、体制を整えるとともに、相談・支援体制の周知を図る必要があります。
- 村民アンケートの男女共同参画に関連する用語の認知度を見ると、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」という用語はどの世代においても概ね認知されており、配偶者間の暴力に関しては広く理解が進んでいることが伺えます。

図表 21 年代別 「DV」という用語の認知度



出典：2018年度山形村村民アンケート調査

### 施策の展開

取組み	主な実施主体			
	村	人権擁護委員	学校	企業
配偶者からの暴力防止に関する啓発・情報発信、相談体制の整備・周知、関係機関との連携強化	●	●		
性犯罪、ストーカー事案に対する被害者救済の制度の充実・関係機関との連携強化	●	●		
ハラスメント行為防止に関する企業等各主体への意識啓発および相談体制の整備・周知	●	●	●	●

### 施策 4-3 生涯を通じた男女の健康づくり支援

男女が性別に関わりなく社会で活躍するためには、生涯を通じて性別に特有の病気等によって健康を害されることなく過ごせることが重要です。特に妊娠や出産は女性に特有の健康上のリスクであり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）は決して犯されてはならないものです。学校教育等においてこれらの権利と、性に関する感染症の予防について啓発を推進する必要があります。

また、妊娠・出産・更年期障がい・乳がん等女性に特有の健康の問題に関して、早期に対応できるように、相談体制や健康診断の周知を行うことが重要です。

加えて、男性は女性に比べて自殺率が高いなど、男性に特有の精神的、身体的問題が指摘されています。男性に対しても相談窓口を充実させ、周知する必要があります。

#### 現状と課題

- 山形村では子宮がん、乳がん検診の無料クーポン配布や、周知のためのパンフレットの配布を行っています。今後も検診受診率の向上のため、これらの取組みを継続することが重要です。

#### 施策の展開

	取組み	主な実施主体		
		村	県	学校
	思春期の男女に対する発達段階に応じた個別健康相談や集団指導の実施	●		●
★	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する県等関係機関の啓発資料の配布	●	●	●
	HIV、性感染症の予防のための啓発活動	●	●	●
	妊娠、更年期障がい等女性の健康に関する保健師、管理栄養士による相談の実施	●		
	女性特有の疾病やがんの早期発見に向けた健康診断の受診率向上	●		
	女性だけでなく男性の精神的・身体的悩みに関する相談窓口の整備と周知	●	●	

## 基本施策5 多様な主体と協働できる推進体制の整備

行政内部および県等の関係機関との連携を強化します。また、地域の組織、企業団体、学校等と協働して男女共同参画の取組みを推進するとともに、本計画の進捗を周知します。

### 施策5-1 庁内および関係機関との連携の強化

役場内の関係する課に対して男女共同参画の視点での取組みを促すとともに、男女共同参画センターをはじめとする県等の関係機関との連携を強化します。

#### 施策の展開

	取組み	主な実施主体		
		村	県	国
	庁内横断的な男女共同参画の視点に立った取組みの推進	●		
★	男女共同参画センター等県の関係機関との連携および、発信する情報の収集	●	●	●

### 施策5-2 地域の組織・団体との協働の推進

家庭、地域、企業における男女共同参画を推進するために、地域の諸団体と協働して男女共同参画を推進します。また、男女共同参画計画の事業成果の周知に努めます。

#### 施策の展開

	取組み	主な実施主体		
		村	地域団体	企業
★	地域組織、地域団体、農業委員会、商工会やボランティア団体等との協働による男女共同参画の推進	●	●	●
★	様々なメディアを用いた本計画に基づく事業成果に関する情報発信	●		

## 参考資料

### 用語解説

	用語	解説
あ行	イクボス・温かボスプロジェクト	(一社)長野県連合婦人会が発案した、企業、団体、教育機関、NPO、行政等の事業者・管理職等が、従業員や部下の仕事と子育て・介護の両立支援を宣言し、職場におけるワーク・ライフ・バランスや多様な働き方を推進する取組みのことで。
か行	家族経営協定	家族経営協定とは、家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を実現するため、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づいて締結する家族間の取り決めです。
さ行	ジェンダー	ジェンダーとは、「社会的・文化的に形成された性別」のことです。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／sex)がありますが、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性らしさ」、「女性らしさ」があり、このようなイメージを「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender)といいます。
	ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラムが2006年より公表しているレポート Global Gender Gap Report(『世界男女格差レポート』)にて公表されている、世界各国における男女間の不均衡を示す指標。経済・教育・政治・保健の4分野にわたる14の指標の変数を総合して得点が算出されます。
	女子差別撤廃条約	女子差別撤廃条約(正式名:女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)は、1979年の国連総会で採択され、1981年に発効しました。この条約は、「女子に対する差別」が、権利の平等の原則・人間の尊厳の尊重の原則に反するもので、社会や家族の繁栄の増進を阻害し、女子の潜在能力の開発を一層困難にするものであるという認識の下に、女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要な措置をとることを目的としています。日本は1980年7月に署名、1985年6月に批准しました。
	女性活躍推進法	国・地方公共団体、301人以上の大企業に対して、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取組みを盛り込んだ行動計画の策定・届出・周知・公表、(3)自社の女性の活躍に関する情報の公表を義務付けた法律(300人以下の中小企業は努力義務)。また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組みの実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。
	女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画	女性活躍推進法に基づいて、300人以上の事業主に策定が義務付けられた、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ計画。

	用語	解説
	女性のエンパワーメント	女性が政治および経済活動に参加し、意思決定に参画できるようになることをいいます。
	生活就労支援センター「まいさぽ」	2015年4月から生活困窮者の支援制度が始まり、生活全般にわたる困りごとの相談窓口として全国に設置された生活就労支援センターの長野県における取組みの名称です。長野県では、専門の支援員を配置し、相談者に寄り添いながら、自立相談支援および就労準備支援等を実施しています。
	性的マイノリティ	生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)が、同性や両性(男女両方)に向いている人など性に関して少数派に属する人々の総称。
	世界経済フォーラム	世界経済フォーラム(World Economic Forum)は、官民両セクターの協力を通じて世界情勢の改善に取り組む国際機関であり、「競争力」、「ジェンダーによる格差」、「グローバルな情報技術」に関する研究を通じて、世界中の課題解決に取り組んでいます。毎年『世界男女格差レポート』において、世界各国のジェンダーギャップ指数を発表しています。
	世界人権宣言	世界人権宣言は、人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものです。1948年12月10日に第3回国連総会において採択され、1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議されました。
た行	男女共同参画社会	男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保された社会のことです。男女共同参画社会では、男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべきとされています。
	男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体および国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、1999年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。
	男女雇用機会均等法	募集・採用、配置・昇進等の雇用管理の各ステージにおける性別を理由とする差別の禁止や婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止等が定められた法律で、1972年に成立しました。2017年1月1日からは、上司・同僚からの職場における妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策の措置が義務付けられました。
	ドメスティック・バイオレンス(DV)	ドメスティック・バイオレンスは、「配偶者からの暴力」の一般的な呼称です。配偶者からの暴力とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のことを指します。なお、「配偶者」とは厳密に婚姻関係にあるものだけでなく、同棲しているパートナーや交際している相手等も指します。

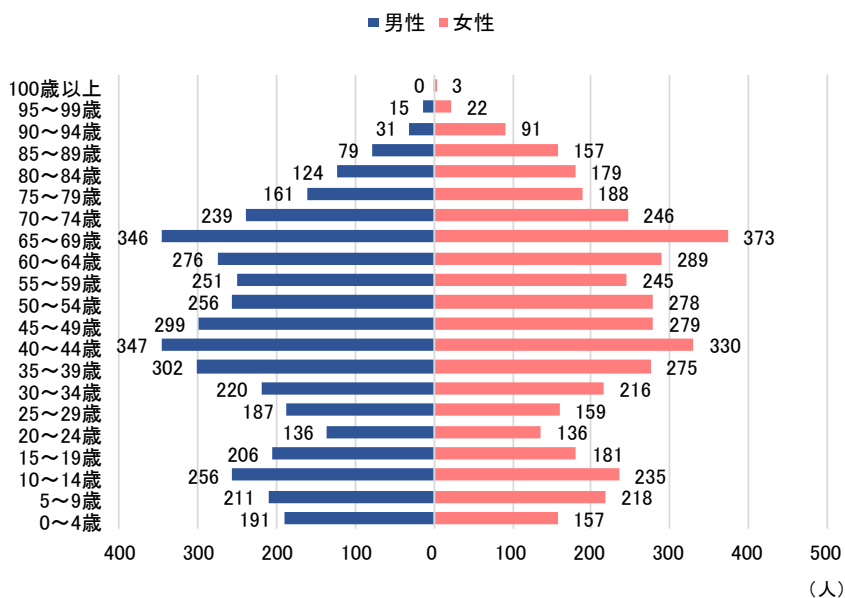
	用語	解説
な行	長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」	長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」は、県内の男女共同参画社会づくりのために、県によって設置された研修・情報提供・相談等を行う総合的な拠点施設です。
	農村生活マイスター	農村生活マイスターは、地域農業の振興、望ましい農家生活の推進およびむらづくり活動等に取り組み、地域の実践的リーダーとして活動する女性に対して、その取組みを促進するため、農業経営と農家生活の向上に意欲的な女性農業者として知事が認定するものです。
は行	ハラスメント行為	ハラスメント(Harassment)とは様々な場面での「嫌がらせ、いじめ」を指します。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることを指します。具体的には、性的な嫌がらせをする「セクハラ」や、上司などが優位な立場を利用して嫌がらせを行う「パワハラ」等があります。
ら行	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システムおよびその機能と活動過程のすべての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指します。 リプロダクティブ・ライツとは、国内・国際的に合意されている人権の一つで、すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任を持って決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利のことです。
わ行	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	ワーク・ライフ・バランスとは、個人の仕事と生活のバランスが各人のライフサイクルに応じて調和している状態を指します。ワーク・ライフ・バランスを実現した社会では、一人ひとりがやりがいを感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会となることが期待されています。



(1) 山形村の男女共同参画の状況

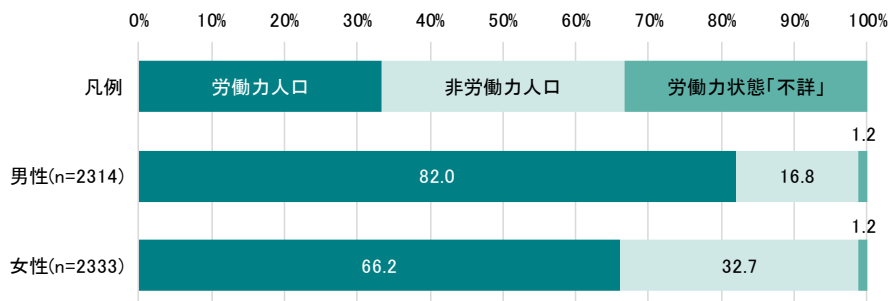
- 男女別・年齢別に山形村の人口を見ると、男女ともに20～24歳の人口が少なくなっています。一方で、60～69歳が最も多く、ついで、40～44歳が多くなっています。
- 男女別に労働力状態を見ると、女性の非労働力人口の割合は32.7%で男性よりも15.9%高くなっています。また、男性の「家事専業または家事のほかに仕事」の割合は6.2%で、「家事を担っていない」の割合は92.6%となっています。
- 男女別に雇用者の従業上の地位を見ると、男性の雇用者に正規雇用が占める割合は82.0%であるのに対して、女性は41.2%です。女性の方が非正規雇用の方の割合が多く、経済的に弱い立場にあることが伺えます。

図表 22 男女別 年齢5歳階級別 山形村の人口 (2015年)



出典：総務省「国勢調査」2015年

図表 23 男女別 山形村の労働力状態 (2015年)

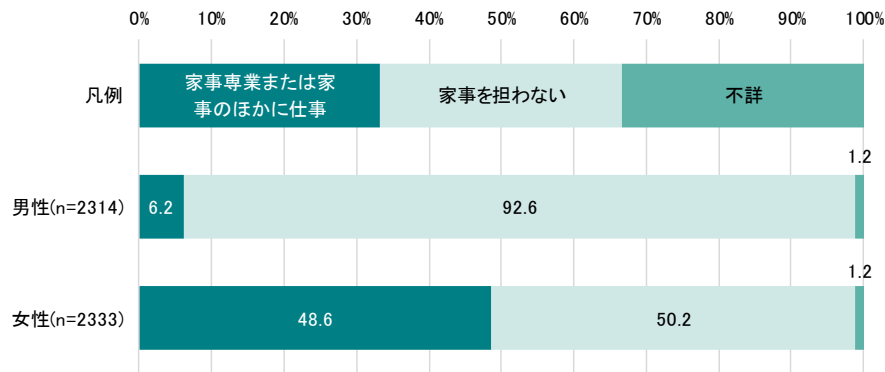


労働力人口：15歳以上の人口のうち、就業している、または失業していても休職中の人口の合計

出典：総務省「国勢調査」2015年

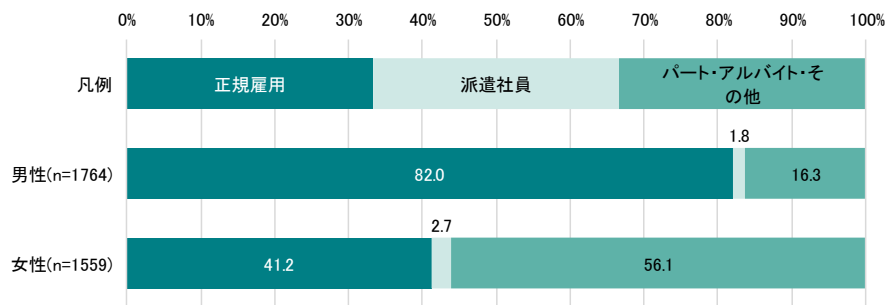


図表 24 男女別 山形村の家事専業または家事のほかに仕事をする人の割合（2015年）



出典：総務省「国勢調査」2015年

図表 25 男女別 山形村の雇用者の従業上の地位（2015年）



出典：総務省「国勢調査」2015年

- 村の審議会委員に占める女性委員の割合は25.0%であり、県平均の24.2%を上回っています。また、村職員の課長相当職に占める女性の割合は、2018年3月時点で27.3%であり、県平均の8.4%を大きく上回っています。
- 一方で、村議会議員に占める女性の割合は、2018年3月時点で、8.3%であり、県平均の14.0%を下回っています。同様に、自治会長に占める女性の割合は0.0%であり、村の意思決定過程に参画している女性の割合は少ないといえます。

図表 26 山形村の意思決定過程における女性の割合（2018年）

指標(女性割合)	山形村現状値(H30.3)	県平均(H30.3)	山形村第5次総合計画目標値(H34)
村審議会等委員	25.0%	24.2%	40.0%
市町村議会議員	8.3%	14.0%	-
市町村職員課長相当職	27.3%	8.4%	-
市町村農業委員	20.0%	12.3%	-
自治会長	0.0%	1.3%	-

出典：長野県男女共同参画課「市町村における男女共同参画の推進状況」2018年

山形村「第5次総合計画後期基本計画」2018年

## (2) 村民アンケート結果の概要

### ■実施概要

#### ア. 調査の目的

本調査は、「第4次山形村男女共同参画計画」の策定に向けて、村民の男女共同参画に関する意識の変化を把握することを目的に実施しました。

#### イ. 調査の実施方法

調査対象者 : 村内在住の15歳以上の男女

調査方法 : 郵送調査

実施期間 : 2018年9月14日(金)～10月5日(金)

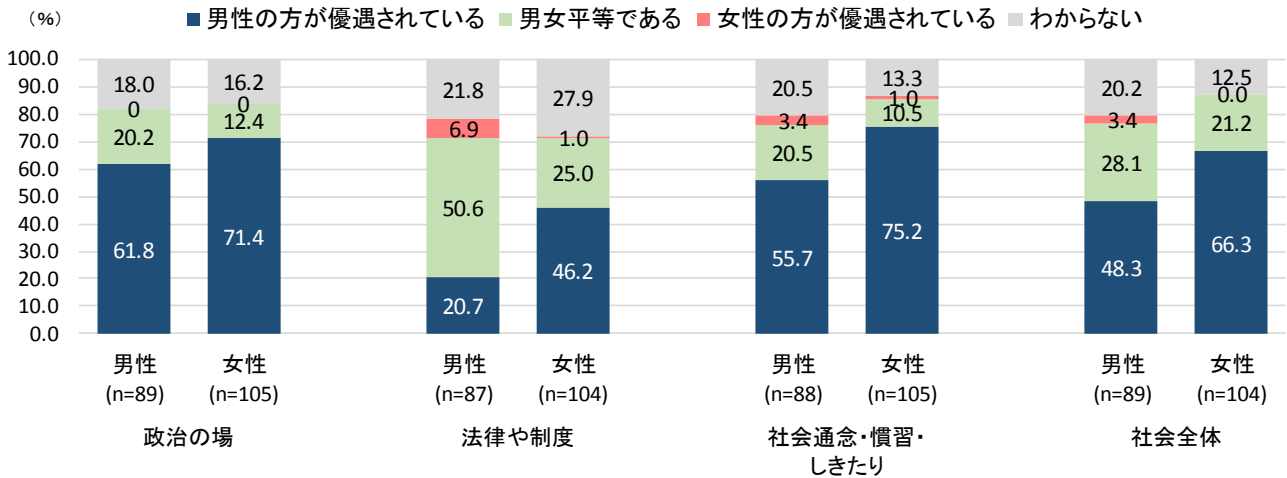
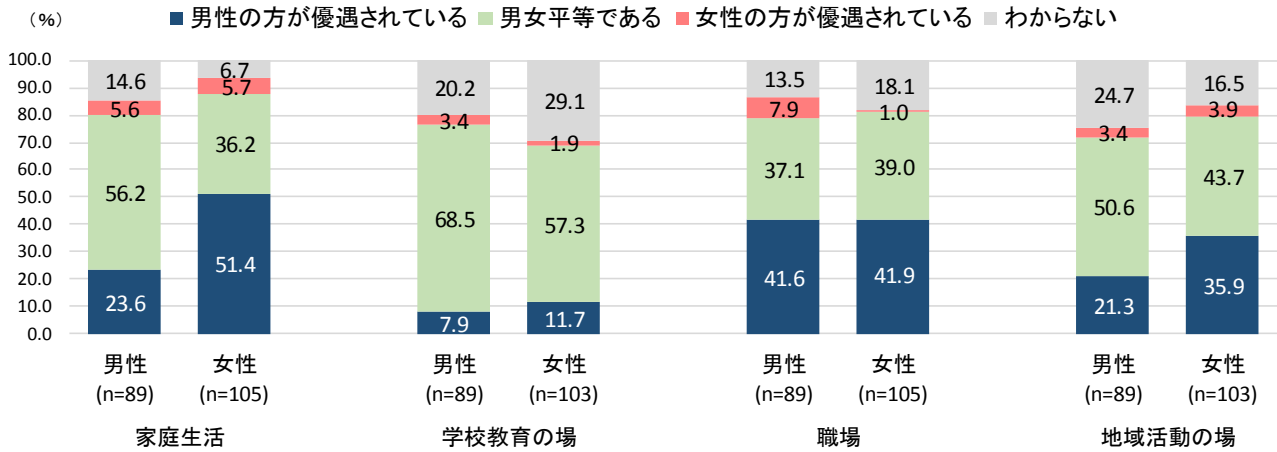
#### ウ. 村民アンケート回収結果

郵送数 : 500件 回収数 : 196件 回収率 : 39.2%

### ①現在の男女の地位に関する認識

- 様々な場面における現在の男女の地位に関する認識を男女別に見ると、男女ともに「社会通念・慣習・しきたり」「政治の場」「社会全体」で、「男性の方が優遇されている」と感じている人が多くなっています。また、「家庭生活」は男女間で「男女平等である」と感じている人の割合の差が大きくなっています。

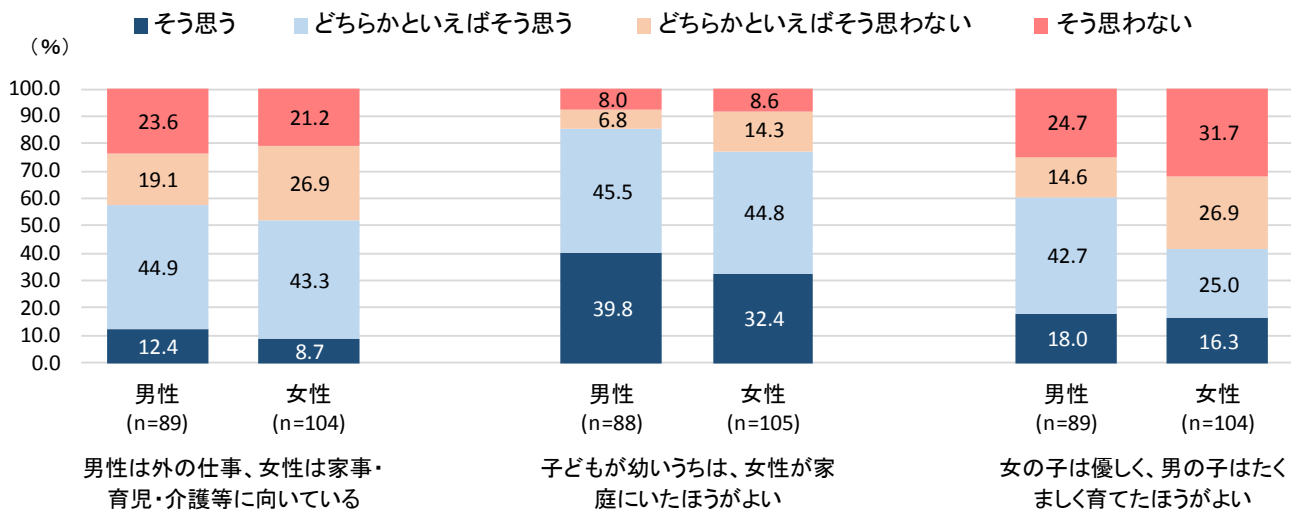
図表 27 場面別 現在の男女の地位に関する認識



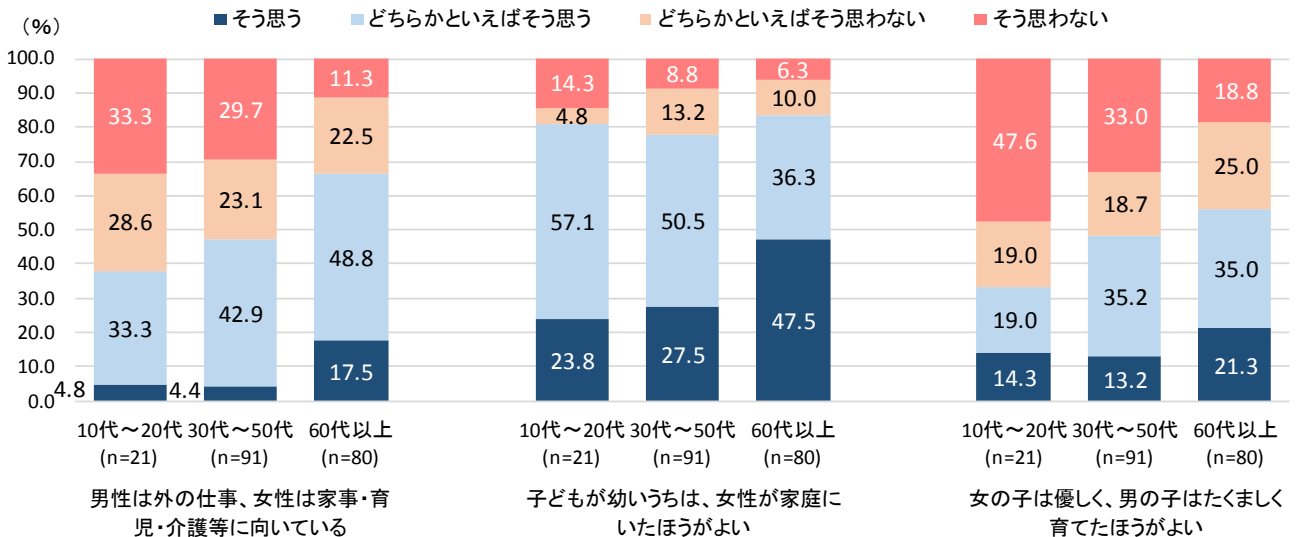
## ②男女の役割分担に関する意識

- 男女の役割分担に関する意識を見ると、「男性は外の仕事、女性は家事・育児・介護等に向いている」に「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答した男性は、57.3%でした。また、「女の子は優しく、男の子はたくましく育てたほうがよい」とする考えを認める男性は60.7%でした。これらの項目の回答を年代別に見ると、年齢が高いほど認める人の割合が大きくなっていきます。
- 一方で、「子どもが幼いうちは、女性が家庭にいたほうがよい」とする人の割合は男女別でも年代別でも大きな差はなく、広く浸透した考え方であるといえます。

図表 28 男女別 男女の役割分担に関する意識



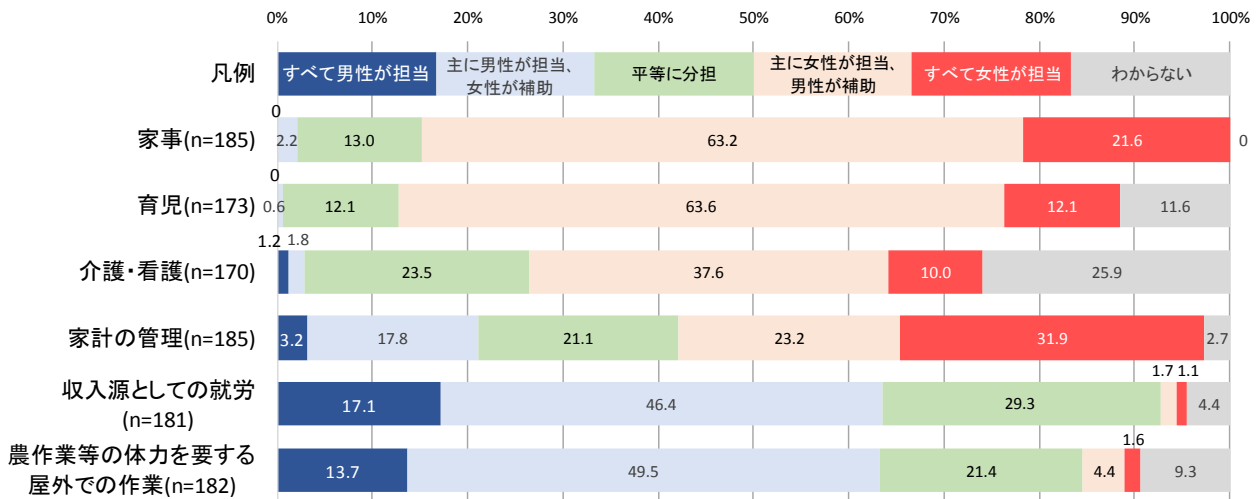
図表 29 年代別 男女の役割分担に関する意識



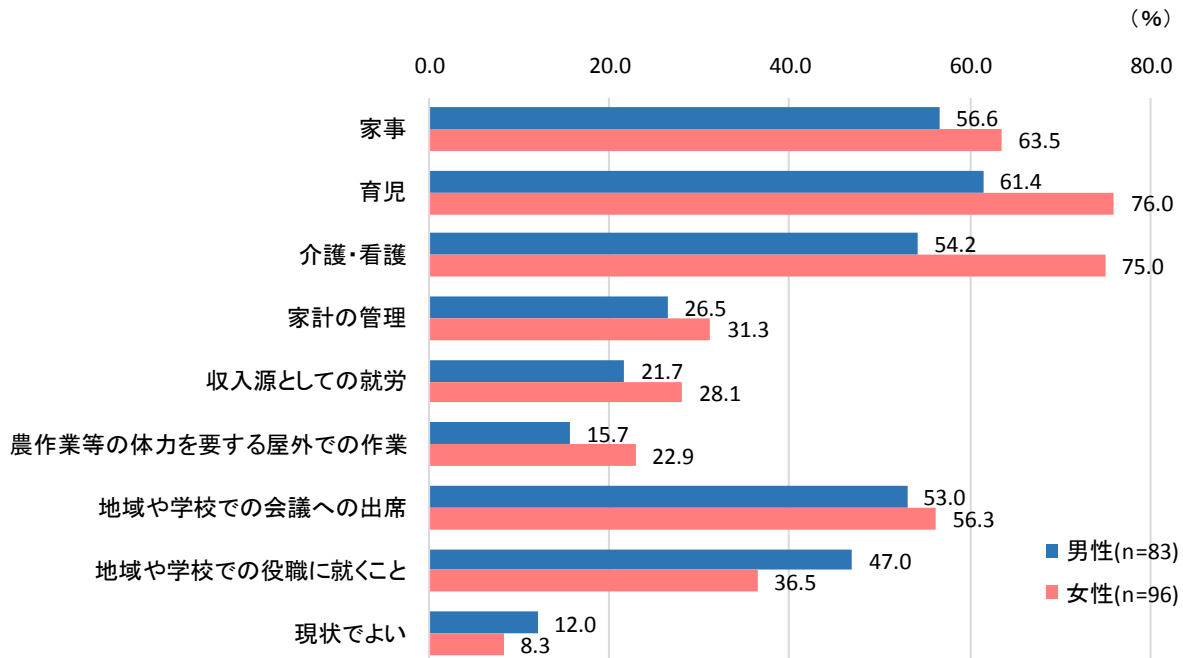
### ③家庭における男女共同参画の現状

- 家庭内の役割分担の現状を見ると、「家事」「育児」「介護・看護」「家計の管理」は主に女性が分担し、「収入源としての就労」「屋外の作業」は主に男性が分担しています。
- 家庭内の平等にすべき役割を男女別に見ると、男女ともに「家事」「育児」「介護・看護」「地域や学校での会議への出席」が高くなっています。また、これらの項目は、平等にすべきと考える人は女性の方が男性よりも多くなっています。

図表 30 家庭内の役割分担



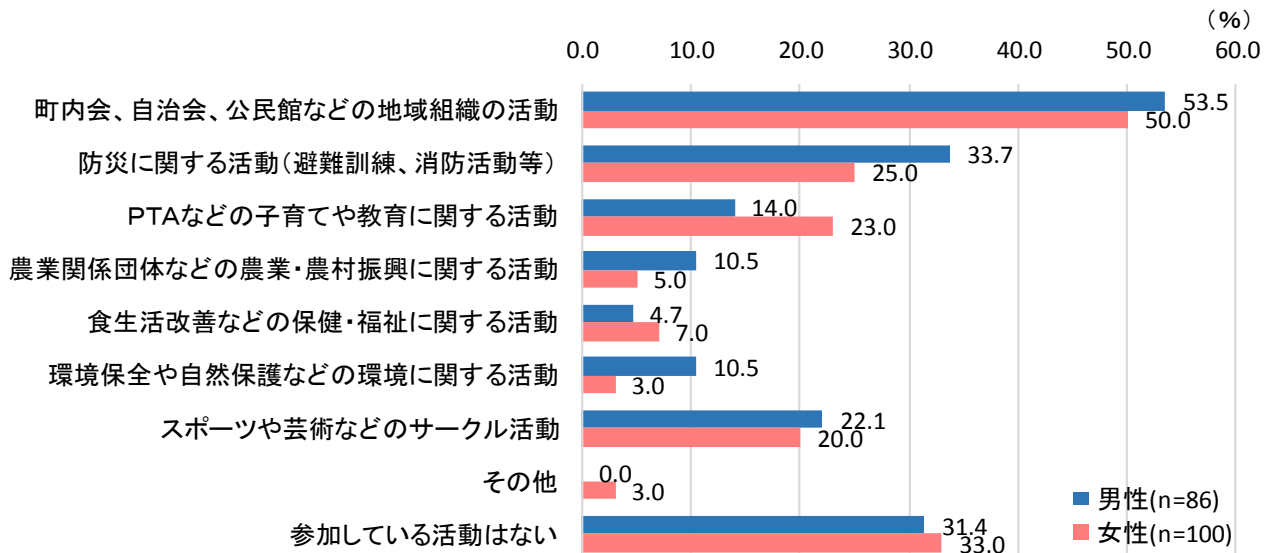
図表 31 男女別 家庭内で平等にすべき役割



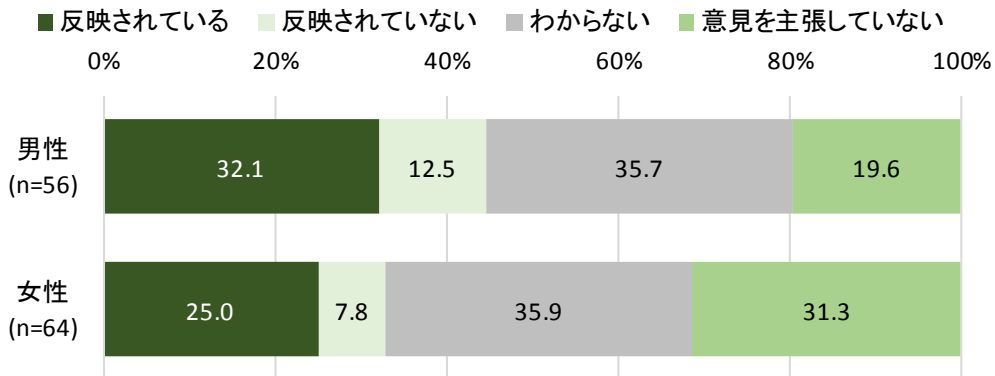
#### ④地域における男女共同参画の現状

- 参加している地域の活動を男女別に見ると、男女ともに「地域組織の活動」に参加している人が最も多くなっています。また、参加している活動はないとする人も男女ともに30%程度います。
- 参加している地域の活動における意見の反映度を男女別に見ると、「反映されている」人が男性は32.1%なのに対して、女性は25.0%と若干低く、一方で「意見を主張していない」人が男性は19.6%なのに対して、女性は31.3%と高くなっています。

図表 32 男女別 参加している地域の活動

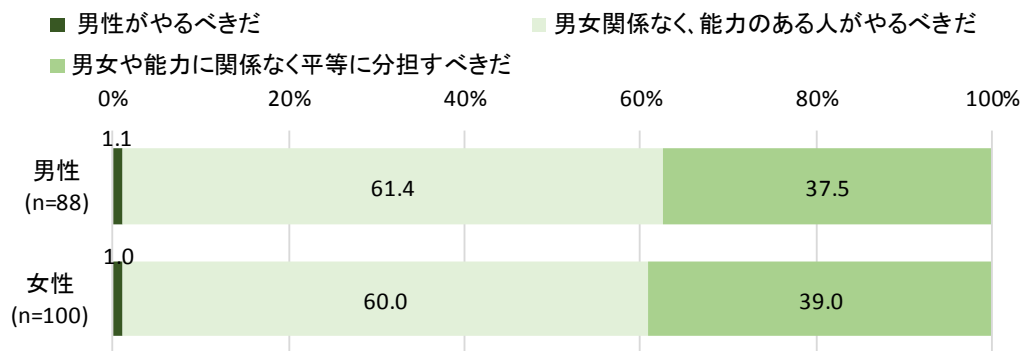


図表 33 男女別 参加している地域の活動における意見の反映度

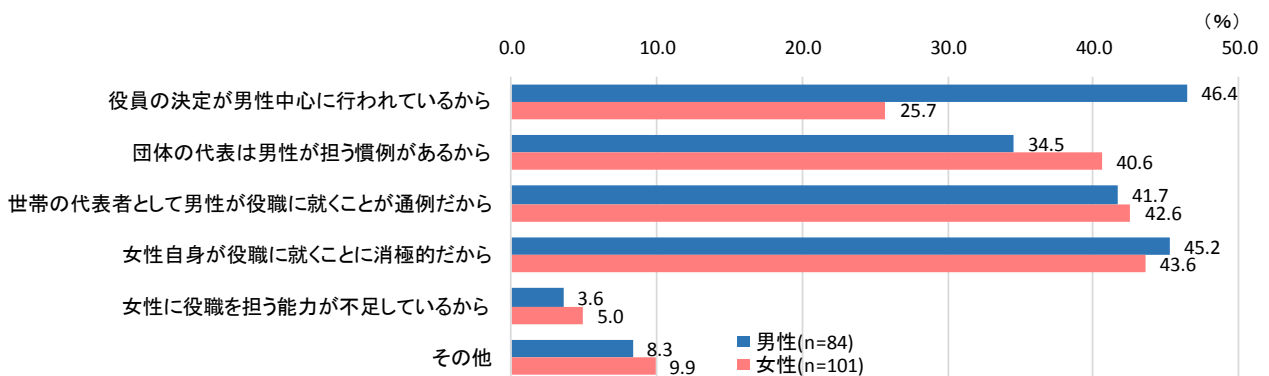


- 「地域の組織の役職にどのような人が就くべきか」という問に対する回答を男女別に見ると、男女ともに「男女関係なく能力のある人がやるべきだ」が最も割合が高く、「男性がやるべき」と考えている人は1%程度となっています。
- 女性が地域の組織の役職に就くことが少ない理由に対する回答を見ると、「役員の決定が男性中心に行われている」を挙げる男性が女性よりも多くなっています。また、男女ともに「女性自身が消極的」「世帯の代表として男性が就くのが通例」「団体の代表は男性が就くことが慣例」が多くなっています。

図表 34 男女別 地域の組織の役職に就くべき人材



図表 35 男女別 女性が地域の役職に就くことが少ない理由

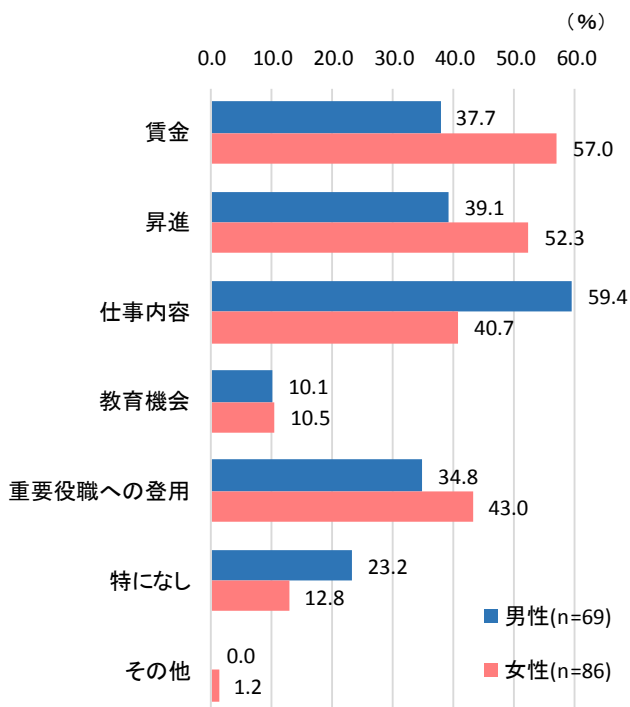


その他の内容	度数(人)
家事、育児、介護のため	11
視野の広い女性が少ない	1
地域の風土	1

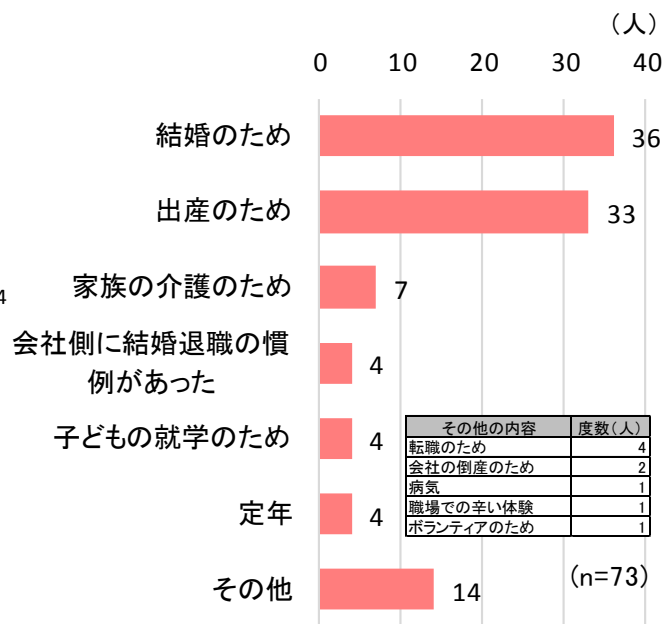
### ⑤雇用の場における男女共同参画の現状

- 雇用の場において男女で待遇に差があると感じる分野を見ると、女性では「賃金」「昇進」の回答が多く、男性では「仕事内容」の回答が多くなっています。
- 勤めを辞めた理由を見ると、「結婚」「出産」が多くなっています。
- 男女が働き続けるために必要なことを見ると、男女ともに「放課後に児童の面倒を見る施設」「託老施設」「育児休暇、介護休暇」「勤務時間の短縮」の回答が多くなっています。また、制度に関する項目では男性と比べて女性の回答割合が特に大きくなっています。

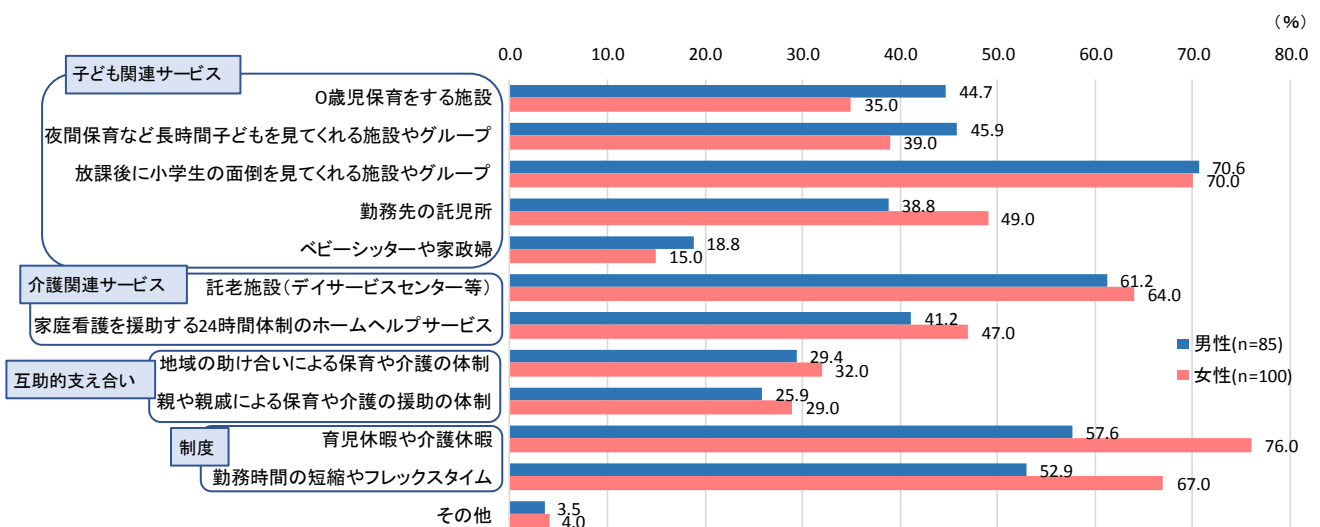
図表 36 男女別 男女で待遇に差があると感じる分野



図表 37 勤めを辞めた理由（女性対象）



図表 38 男女別 男女ともに働き続けるために必要なこと



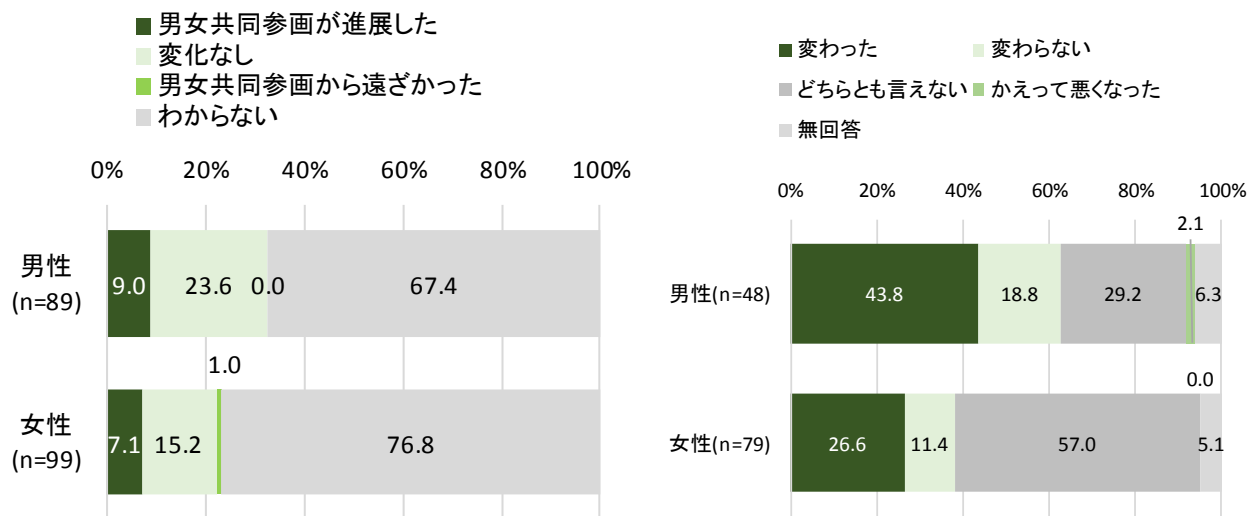


## ⑥過去5年間の男女共同参画の進展度とこれから必要な施策

- 5年前と比較した男女共同参画の進展度合いを見ると、「わからない」とする割合が最も多く、男女共同参画の取組みは意識されていないと考えられます。また、2013年に実施した前回の村民アンケートと比較して、「男女共同参画が進展した」（2013年度調査では「変わった」と回答した人の割合は減少しています。
- 男女共同参画社会の実現のために必要なこととして、男女ともに「介護をする家庭への支援」「育児中の家庭が働き続けられる環境の整備」「労働時間の短縮など男女ともに働きやすい環境の整備」が高くなっています。また、「家庭」「雇用」の分野では女性の回答の方が男性の回答より多くなっています。

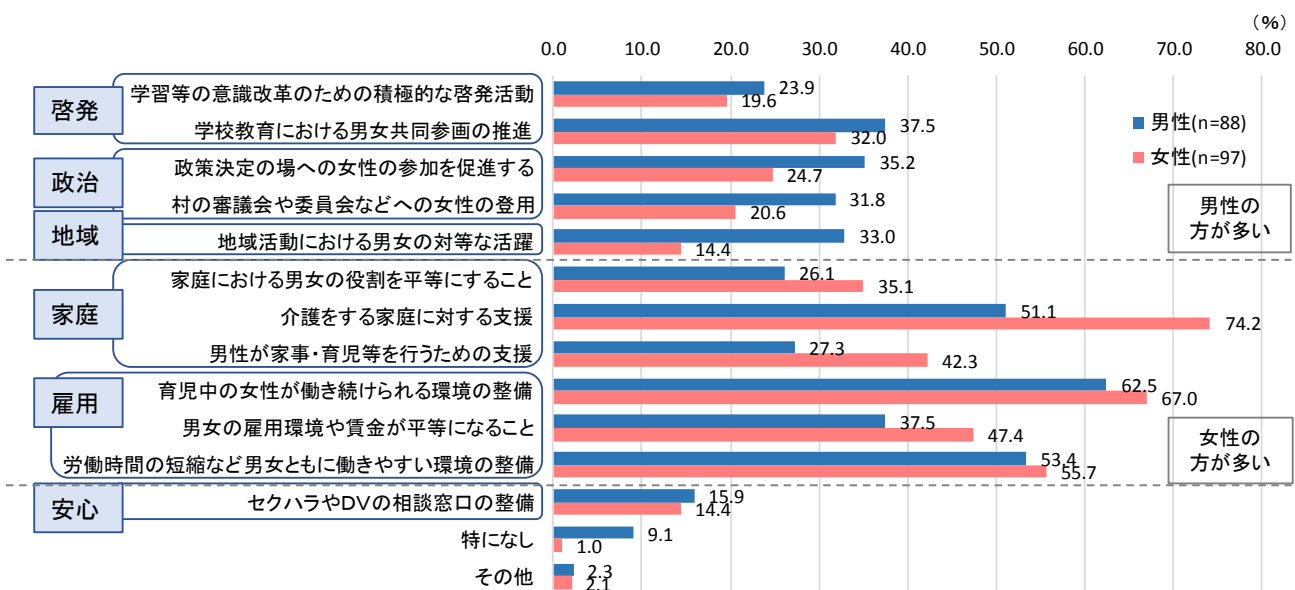
図表 39 5年間の男女共同参画の進展度

【参考：前回（2013年）調査時】10年間の進展度



出典：2013年度村民アンケート調査

図表 40 男女別男女共同参画の進展に必要な取組み



## 山形村男女共同参画計画策定委員会委員名簿

氏名	氏名
中村 哲久 (委員長)	大塚 恭子 (副委員長)
稲田 順子	梶 美嘉
春日 仁	窪田 典子
小林 早苗	小林 佳子
小山 健二	塩原 徳雄
塩原 眞	住吉 壽巳
須山 ケサ子	直井 正一
中村 武志	中村 俊春
平林 昌廣	百瀬 貴俊

(敬称略)

## 計画策定の経緯

期 日	内 容 等
2018年8月7日	第1回山形村男女共同参画計画策定委員会
2018年9月14日～10月5日	村民アンケート実施
2018年11月21日	第2回山形村男女共同参画計画策定委員会
2019年1月30日	第3回山形村男女共同参画計画策定委員会
2019年2月12日～2月26日	第4次山形村男女共同参画計画（素案）に対する意見募集
2019年3月1日	第4回山形村男女共同参画計画策定委員会

第4次山形村男女共同参画計画  
あらゆる場所で ともに輝く やまがた

2019年3月発行  
発行：長野県山形村住民課